

平成25年第5回太子町議会定例会（第445回町議会）会議録（第2日）

平成25年9月2日

午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	清 原 良 典
11 番	中 島 貞 次	12 番	服 部 千 秋
13 番	中 井 政 喜	14 番	佐 野 芳 彦
15 番	井 村 淳 子	16 番	橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽一郎
書 記	首 藤 智 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	井 手 俊 郎	経 済 建 設 部 長	堂 本 正 広
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一

（開議 午前9時59分）

○議長（橋本恭子） 皆さんおはようございます。

平成25年第5回太子町議会定例会第2日目におそろいで御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成25年第5回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（橋本恭子） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のために申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 おはようございます。

それでは、4番首藤佳隆、一般質問を行います。

25年度施政方針の政策4、安心して暮らせるまちづくり、犯罪を未然に防ぐ備えについては、「明るく住みよい地域社会づくりを構築するため、あいさつ運動や子供たちの下校時の見守りなどを引き続き実施し、町防犯推進委員会など関係機関、各自治会まちづくり防犯グループ及びたつの警察署との連携を強化し、地域が一体となって地域防犯活動に努めます。」とあります。そのためには、町民一人一人の防犯意識の向上と防犯行動の促進、地域ボランティアによる防犯活動の促進、そして町民、警察、太子町行政の協力体制の維持向上により、町民が安心して生活することのできる安全な社会をつくることができると考えます。これらを踏まえて次の質問をいたします。

まず、各学校とも保護者の登録数も増え、配信される内容も適切で好評を得ている学校配信メールですが、どうしても平日の昼間に不審者情報など何か問題が起こった場合に、働く世代の保護者だけでは子供たちの安全・安心を100%確保できにくい場合も想定されます。そこで1番目、学校配信メールを地域の防犯グループ等の方々にも登録してもらうようにしてはいかかが。

次です。この夏、太子町の青少年育成協議会や鶴地区青少年健全育成協議会がそれぞれ7台、4台の登録で、夏休みに巡回していただいたことは記憶に新しいところです。夏休み期間中だけではなく、年間を通した、平日の日中見守りなどの活動を推進していくためには、やはり自治会や地域の防犯グループのお力をおかりすることが必要であると考えます。もちろん、活動を行っていただくためには講習を受けていただくということになると思いますが。そこで2番目です。青色防犯パトロールを希望する自治会や防犯グループ等へ青色回転灯の貸し出し支援はできないでしょうか。

次です。ドライバーの意識向上や法令違反の抑止だけではなく、防犯カメラと同様に犯罪抑止効果にもすぐれ、昨今多くの自治体が

注目しているドライブレコーダーです。3番目として、太子町としても公用車へドライブレコーダーを搭載しませんかということですか。

次に、子供たちの安全・安心の確保、また不審者や盗難等の犯罪抑止のため、小・中学校周辺や犯罪率が高い地区の公道等へ防犯カメラを設置できないか。5番目、公共施設を含め、民間の防犯カメラ設置に関するルールづくりが必要だと思いますが、太子町としての考え方を伺います。

以上、お願いします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） まず、1点目の学校配信メールの関係でございます。

学校配信メールにつきましては、平成22年6月から小・中学校に、翌年、23年7月から幼稚園にも導入して、不審者情報、台風などの災害時の緊急連絡、インフルエンザなどによる学級閉鎖、運動会などの学校園の行事の情報などを迅速に保護者に配信しているところでございます。

現状の配信状況におきましては、防災情報以上に学校園の情報を多く配信しており、直接的な学校関係者ではない防犯グループの方々がこのシステムを利用されることは、現段階におきましては、なじまないものも多くあると考えております。

また、導入に当たっては、各学校園から直接保護者に配信するシステムを採用し、全保護者向けと各学年ごとの保護者向けの2方法で配信できるよう、また太子町における各学校園の保護者数を考慮して、最大契約アドレス数等のオプション機能を付加しているところでございます。新たに保護者以外の方のグループの登録機能を付加するには別途手数料が発生する可能性もあることから、現段階においては、防犯グループの皆様には、ひょうご防犯ネットのほうから配信される防犯情報等を御利用いただければなあと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 私のほうからは2点目、4点目、5点目とお答えさせていただきます。

まず、青色回転灯の貸し出しについてでございますが、青色回転灯装備車による防犯パトロールの実施につきましては、青色防犯パトロール講習を受講した者に兵庫県警察本部長より発行されるパトロール実施者証が必要となります。

また、一般の自動車に回転灯を装備することは法令で禁止されており、兵庫県警察本部長より適合していると認められた団体のみ証明書が発行され、近畿陸運局にて警察の証明書、車検証、回転灯の使用などの書類を提出し、登録することで自動車車検証に記載され、青色回転灯を装備する車両として認められます。

現在、太子町内では、青色回転灯装備車は、町所有の公用車も含めると、27台の車両がそれぞれ太子町内においてパトロールに取り組んでおります。これらの青色回転灯防犯パトロールが認められている団体につきましては、既に青色回転灯をおおむね装備していると考えております。

このような状況から、申請時において回転灯の使用など含めた許可要件となっており、一時的な貸し出しは現実的ではなく、現在のところは考えておりません。

しかし、先進市町が行っているような長期的な貸与につきましては、今後町内の許可台数の推移を見守りながら検討してまいりたいと考えております。

なお、今後新たに青色防犯パトロールに御協力をいただける団体につきましては、青色防犯パトロール講習受講等の支援をさせていただいたり、緊急的に防犯パトロールが必要な場合には、町公用車による防犯パトロール車の派遣も可能でございます。

次に、4点目でございます。防犯カメラの設置でございます。

防犯カメラ設置に向けた取り組みにつきま

しては、兵庫県が平成22年度から、まちづくり防犯グループ等の地域団体に対し、地域の見守り力の向上を図る目的で、直接防犯カメラの設置を呼びかけて、補助を行っております。

しかし、防犯カメラの設置にはプライバシーの保護に十分配慮した運用が求められており、土地の所有者、自治会等の承諾、許可を得る必要がございます。平成24年度におきましても、各自治会長様より問い合わせ、設置の御相談をいただきましたが、自治会内での承認を得ることができず断念したケースがございます。

小・中学校周辺や公道につきましても同様に、周辺自治会に対してプライバシー保護の観点から御理解を得る必要があるため、街づくり課、教育委員会及び各関係機関と調整し、慎重に対応したいと考えております。

次に、5点目でございます。防犯カメラ設置に関するルールづくりでございます。

兵庫県は、先ほど申し上げましたとおり、地域団体の防犯活動を防犯設備の面から支援することを目的に、防犯カメラの設置補助事業に取り組んでおります。

県では、防犯カメラの有用性とプライバシー保護の調和を図るため、防犯カメラの運用基準を作成し、それに基づいて適正な取り扱いを助言、指導してきております。

太子町では、防犯カメラの設置につきましては、先ほどお答えしたとおり、地域での御理解等も必要であり、安易に設置できる状態ではございません。

また、会社、個人地内の設置箇所については、町は把握しておらず、これまで県、町、自治会間で調整し、設置に至った事例は1台、川島自治会のみとなっております。この1台につきましては、独自の管理運用規定を定めておられます。

今後、防犯グループや地域団体がプライバシー保護に配慮することで住民の理解が得られて設置台数が増えてきた場合には、防犯カメラ設置に関するガイドライン等も必要と思

われますので、県及び他市町を参考に運用基準の策定を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 財政課長。

○財政課長（堀 恭一） 3点目の公用車へのドライブレコーダーの搭載についてお答えさせていただきます。

ドライブレコーダーは、御承知のとおり、映像や音声を自動的に記録する車載装置で、通常は交通事故の責任の明確化や安全運転意識の向上などの目的で設置されるものでございます。

公用車にドライブレコーダーを設置している団体は、全国的に見ても安全運転の意識向上のために、埼玉県坂戸市など数団体はございますが、地域の安全・安心のまちづくりのために設置した団体は承知しておりません。兵庫県内でも、資源ごみの持ち去り防止のため、赤穂市がごみ処理パトロールカーに設置していると聞いておる程度でございまして、防犯対策としては公用車にドライブレコーダーを搭載することは現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 それでは、まず1点目の学校配信メールですが、くしくもきょう大雨洪水警報が出て、学校のほうからメールも届いておりました。そういったことも含め、先ほどは学校園の情報は地域の方にはそぐわないというふうな形ですが、実際、今、各学校とも学年ごと、1番から6番というふうにアドレスの登録があります。技術的にいくと、地域の方の7番をつくって行うということはもう全然問題なくできると思います。

全ての情報を出すということではなくて、学校周辺の不審者情報であるとか、きょうたまたま大雨洪水警報で学校は休校であるというふうなメールも回っております。そういったものを地域の防犯グループの方が知っておけば、仮に登校してる子もいて、きょう休校ですよというふうに指導することも可能であ

ると。また、不審者情報で、どここの地区で不審者が出たと。そしたら、その地区の方じゃなくて、周辺の防犯グループの方がそれを知ることによって、すぐ見守っていただいたら、仮に不審者が逃げたところの方が捕まえるというふうなことも可能になるんじゃないかというふうに考えます。そういったことも配慮していただきながら、地域の自治会の会長さんであるとか、地域の防犯グループの方々に登録していただければ安心もより確保できるんじゃないかなというふうに考えます。その辺はいかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 確かに、このシステム自体は、株式会社アットシステムが開発したものをNECフィールディングを通じて我が太子町が導入したわけでございます。そういった意味で、議員が今おっしゃったように、1年生のグレードから6年生のグレードまで現在6つあると、7番目をつくってはどうかという提案、それについては検討する余地は十分あると思います。

また、不審者の関係でも、今議員がおっしゃったように、その発生した付近じゃなくて、周りの防犯グループなり、自治会長さんなり、老人会長さんなど、登録を希望される方があったら有効じゃないかという御提案も確かに検討に私は十分値すると思っております。

そういった意味で、学校が管理しております1番から6番までのグレードから7番目のグレードをつくって、そして学校がそういった希望者を募集するというんですか、そういうお知らせをして希望者に啓発するという、そういったことは各学校園のほうの統一的な扱いも必要ですから、やはり一応校園長会等も諮りまして、そして学校園のほうの現場の希望も考慮しまして、検討させていただきま

す。近いうちに校園長会もございまして、必ず検討させていただくことをお約束したいと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 地域の方々も熱心に巡回されている方がいらっしゃいます。そういった方のお力をおかりするということとはとてもよいことだと思いますので、検討のほうよろしく願いいたします。

次に、青色パトロールですが、この夏、青少協の方々が御尽力されて回っていただいたと思いますが、この夏休みのパトロール状況なんかわかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 現在、商工会が2台と、あと太子町青少年育成協議会が7台、鵜地区の青少年育成協議会が4台ということでパトロールされておりますが、パトロールの状況につきましては、それぞれ各グループごとに、お仕事されている方、また日中可能な方、それぞれに状況が違いますので、団体にお任せしてパトロールのほうお願いするような状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 夏休みにパトロールしていただいたということで、本当にありがたいことでございます。

ただ、学校配信メールもそうなんですけども、どうしても平日の日中、子供たちの下校時間であるとか、遊びに行き帰りの帰宅時間であるとか、そういったところで、どうしても子供の安全・安心というのを確保しなければいけないと思います。やっぱりどうしても青少協であるとか保護者の方々で行くと、働く世代の方が多くいますから、長期期間中であるとか、夜の警戒になると思います。もちろん役場のほうからも回っていただいておりますけども、たしか役場のほうの青パトは年間90日ぐらいの稼働であったというふうに記憶しておるんですが、夏休みや年末年始などのパトロールは本当にありがたいことですけども、やはり平日の昼間、下校時間、夕方の帰宅時間に合わせてパトロールしていた

だくことにはどうしても無理が出てくるので、地域の方々のお力をおかりできたらなというふうに考えます。答弁のほうでもいろいろ、講習の支援であるとか、長期的には考えていきたいというふうなこと、また青パトの派遣のほうも考えているということなので、いろいろ考えていただいていると思いますので、その辺またよろしくお願ひしたいと思います。

3点目です。ドライブレコーダーのほうは現在考えてないということですが、先ほど埼玉県坂戸市の例も挙げていただきました。坂戸市が導入されたのは、全公用車101台に搭載されたということでございます。これは、設置費用はメモリーカードを含めて1台9,240円、9,000円強のものでございます。取り付けは職員が行ったということで、設置費用もかかってはいらっしゃらないと。大容量のメモリーカードを使うことで、例えば32ギガのSDカードを使ったら、SD映像で約11時間ぐらい、11時間から12時間ぐらいが録画可能になると。町内、例えば青パトで回っていただくことがある場合に、町内だと距離的に考えても10分、15分の距離で移動できると思います。往復で30分ぐらい。ということを見ると、11時間、12時間の映像であれば1カ月分ぐらいが撮れると思います。そういったことも含めて、職員の方の法令違反等、事故等の防止だけではなくて、やっぱり防犯カメラということを知周していくということも含めて、検討のほうをまたお願いしたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 財政課長。

○財政課長（堀 恭一） これについては、私どもも質問いただいてから県内近隣市町等も調査いたしました。今のところ、どの団体においてもそういう予定はないということでございます。今後、そういうような効能等があれば利用していきたいかなと思いますけれども、そういうメモリーカードに保存した情報をいつ誰がどのようにして毎日のように確認するのか。そしてまた、不審者を

見つけたら、その人をどのような形で通報するのか、そういうことも非常に問題でありますので、映像等のプライバシー等も含めまして、十分に慎重に対応せざる、いけない問題かと思っています。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今、課長のほうから映像をどうやって使うのかというふうな懸念、問題点も指摘されておりました。その辺も含めて、このドライブレコーダーだけではなくて、次に聞きます防犯カメラもそうなんですけども、結局映った映像をどうするかという話が一番のネックになってくるんだと思います。その辺を含めて、防犯カメラについて少し再質問しますが、現在、先ほど部長のほうから川島自治会のほうでつけられてるということがありました。そのほかにも、太子西中にもPTAからの寄附によって自転車置き場に防犯カメラが一式設置されていますが、この効果についてお聞かせください。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 太子西中における防犯カメラにつきましては、自転車置き場の自転車へのいたずら、パンクさせたり、鍵を紛失させたりするわけですが、そういったことが何回か続きまして、生徒指導や保護者への説明を行う中で、抑止効果等考えて、PTAのほうで設置していただいたものでございます。そして、その効果ですけれども、設置後にはいたずらはなくなったと学校のほうから聞いております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 西中につけていただいている分でいたずら等がなくなったというふうに、やはり効果のほうはすごい出てるんだと思います。保護者の方も、子供たちも喜んでるんだなというふうに感じます。

そこで、改めて確認しますが、防犯カメラの設置について、学校、中学校、小学校、幼稚園も含めてですが、学校園のほうからはどういったふうな、防犯カメラに対する考えと

かを教育委員会に伝えてるということございますでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 教育委員会への要望の関係でございます。

太田小学校の不審火が7月ですか、ございました。6月ですか、ごめんなさい、ございました。その直後に校園長会を開催しました。そのときに、やはりそういった意見が出てまいりました。また、8月の教職員組合との意見交流会でもそういう話が出てまいりました。そして、今後の検討課題であるとして意見交換を行いましたけれども、具体的に例えばどこどこに何台とかという話は現在のところ私どもへは届いておりません。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 昨今事件等が起こると、どうしても学校のことは目立ってしまいますんで、何か事件が続いてるなあというふうな印象を持ってしまうっております。その辺を含めて学校園のほうからも、また保護者のほうからも要望等がかなり出ているのかなというふうにも伝え聞いておりますんで、その辺、検討のほうをよろしくお願いしたいなと思います。

西中のほうのPTAさんの寄附の防犯カメラ一式というのは103万円ほどかかっているというふうになっておりますが、兵庫県警のほうから聞いたところ、防犯カメラ1台について、20万円前後で今買えるというふうなお話を聞いております。そういった防犯カメラもだんだん安くていいものが出てきておりますんで、その辺のほうよろしくお願いしたいなというふうに思います。

防犯カメラということになると、どうしても行政と学校、地域、警察というふうなところが連携しながら調査していったって、こんなところにつけたらいいかなというふうな協議していけば、設置する台数も抑えられるというふうに考えますんで、やみくもにどこにでもつけるということじゃなくて、ここにつけた

ら効果があるんだろうということを調査していただきながら、前向きに検討していただきたいと思います。

今、太子町内には川島の自治会、また西中にはついておるわけですが、ほかの公共施設等には全然ない状態であります。これから進行していく新庁舎のほうも基本設計を見ると、監視用として、駐車場ほか主要箇所にカメラを設置するというふうなことが書いてありました。新庁舎のほうにはそうやってつくんだろうなというふうに想像はしております。ほかに、どうしても悪さをする、危険であるとかというのが多いのが公園なんかもあるわけですが、総合公園の事業の中には防犯カメラのほうは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 今のところ、総合公園内で防犯カメラの設置は考えておりません。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 総合公園、これから先、長いまだ事業の経過がございますので、時代の流れというふうなこともありますので、一度検討してもらいたいなというふうに考えますので、よろしくお願いします。

結局、防犯というのは、地域と警察と行政の3者の連携が必要でございます。防犯パトロールにしても、本来はパトカーがするのが一番だとは思いますが、警察も人員的にどうしても不足がちであると。そしたら、青パトが必要になってくる。でも、青パトには権限がございません。活動に限界もあると。そしたら、パトカーにもっと回ってもらえないかというふうになってくるんですが、やっぱり人的に無理だというふうに堂々めぐりになってきます。そうした場合には、警察官の数十人分、20人分ぐらいというふうに聞いておりますけれども、警察官20人分ぐらいの抑止効果がある防犯カメラ、これがやっぱり一番犯罪防止の抑止効果にはいいのかなというふうに

思います。

防犯カメラの設置に当たっては、当然、先ほどから答弁されておりますように、プライバシーの保護の観点から、設置に否定的な考えをお持ちの方もいらっしゃるというふうには思います。でも、今は防犯カメラで撮影して、それを犯罪捜査につなげるというふうなことは日々ニュース等々の中でも出てきておることで、国民的なコンセンサスはでき上がっているのかなというふうにも思います。国には法律、制令や省令はございませんが、不特定多数が映るということの住民理解を得ていれば問題はないのかなというふうに考えます。だから、学校等の行政カメラについては、お隣のたつの市のほうでも監視カメラの運用規定のガイドライン、要綱ですか、つくっておられました。近くでは福崎町もつくっておられます。これからそういったふうにな庁舎の建設であるとかも絡んできますので、太子町としてもルールづくりを行っていただいた上で、まずは学校へ、子供たちの安全・安心のために学校に防犯カメラを設置することを前向きに検討していただきたいと思いますが、その辺最後にもう一度答弁のほうをお願いします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 学校園における防犯カメラの設置というのは、今議員もおっしゃったように、不審者の侵入を抑止する、犯罪抑止機能という面が大きいと思います。そういった面で有効なのは有効であると思いますが、それをも検討させていただくとともに、あと学校内の施設の確認とか、もっとも事前に行えることも十分ございますから、そういったこともあわせてやっていくことも大事だということも校長会でもう通知はいたしております。そういった意味で検討もさせていただきますけれども、それよりまず先にすることもございます。そういった面で、やはり費用対効果などもいろいろとございます。そして、今議員がおっしゃったルールづくりもございます。そういった面も含め

て総合的に検討させていただきます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 子供たちの安全・安心のこと、また地域の皆さんの安全・安心のためのきょうは一般質問をさせていただきました。検討のほうをよろしくお願いします。

これで終わります。

○議長（橋本恭子） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

次、藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 3番藤澤元之介、通告に従いまして一般質問を行います。

まず1点目ですけれども、教育政策、教育条件整備についてでございます。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点から、教育施設の環境整備による教育の質的向上を図ることこそが取り巻く諸課題の解決につながり、安全で安心な学校づくりとなり、太子町の教育進展には欠かせないと思っております。

そこで、具体的に4点を質問します。

まず1点目、小学校、中学校からの危険箇所、施設設備の充実、あるいは管理備品等含めた現場からの要望事項等、その進捗状況はどうなっているのでしょうか。

2点目、遊具等の安全点検、修理はどのような状況ですか。

それから3点目、防犯対策として防犯カメラ等の設置はどうするのかという部分につきましては、先ほど詳しい質疑、答弁がありましたので、重複しているため省略させていただきます。

4点目、落下防止など、車椅子で生活する子供への安全対策として、手すりまたはスロープの設置等、危機管理の対策は万全なのか。

以上、3点をお聞きます。よろしくお願

いします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 藤澤議員から3点御質問がございました。

まず1点目、各小・中学校からの要望事項の関係でございます。

各小・中学校からは、危険箇所の改善、施設整備の充実、必要な管理備品の購入など、児童・生徒が学校生活を送る上で必要となる教育条件の整備につきまして具体的な要望が寄せられており、教育委員会としましても十分に承知しているところでございます。

しかしながら、現実的には、予算や人員面も含めまして、全ての要望に単年度でお応えすることはできないことから、予算編成時に各学校から必要な修繕、物品等の優先順位を聞き取り、それに基づいて実施または購入するものを決定しております。

まだまだ十分なものになっていない面もあると感じております。ただし、年度当初に予想できず、緊急を要するものにつきましては、財政担当と相談の上、予算措置を行い、実施、購入などを行っております。

今後におきましては、より現場の声に耳を傾けて、子供たちが安心して学べる環境づくりを進めるよう努めてまいりたいと考えております。

2点目、遊具等の安全点検の関係でございます。

遊具の安全点検につきましては、児童・生徒の安全確保を図るため、一般社団法人日本公園施設業協会による遊具の安全に関する基準がございます。それをもとに、遊具の設置業者に委託して、年1回、全ての遊具につきまして実施しておりましたが、平成24年度は年度末の実施段階において、遊具の設置業者が急遽廃業されるということになったため、やむなく実施することができませんでした。例年は設置業者による判定に基づき、危険度が高い遊具につきましては使用を禁止するなどの安全措置をとってまいりました。

今後におきましても、点検可能な業者を選

定し、遊具の定期点検は年1回行うとともに、現在使用禁止となっている遊具を初め、腐食、摩耗、破損、劣化など安全確保が不十分な遊具の修理、撤去等を必要に応じて行ってまいりたいと考えております。

次、4点目の安全対策、または危機管理対応の関係でございます。

先の質問でもありましたとおり、施設の危険箇所につきましては、優先順位の高いものから順次修繕を行い、改善を図っているところでございます。

また、学校において車椅子で生活するなど特別な支援が必要な児童・生徒への安全確保につきましては、手すりやスロープの設置など、最優先にて、でき得るものから実施しているところでございます。

しかしながら、学校施設内には車椅子で生活する子供たちにとって障害物となるような段差や狭い通路などもまだ多くございます。安全で快適に移動するものに至っていない箇所もあると考えております。

今後におきましては、担任教師やスクールアシスタントの先生の意見をもお聞きしながら、車椅子で生活する子供への配慮も今まで以上に行い、柔軟に対応して改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（橋本恭子）** 藤澤元之介議員。

**○藤澤元之介議員** ぜひとも柔軟な対応という部分をお願いしたいんですけども、いずれにしても、本当に何らかの対処が急がれます。そのために予算という部分、お金という部分が必要になってきます。地域、PTAあるいは父兄の皆さんとともに協働した人的支援、ボランティアを含めた、まずは費用の削減を図っていきながら、学校周辺の道路あるいは駐車場、先ほども出てましたけども、防犯カメラ設置等、その事業内容によっては部門をまたがり、横断的に予算を確保し、実行することはできないのでしょうか。その点について、考えについてお伺いしたいと思いますけども、これは全般にかかわってきますの

で、総務部長、お答えできますか。

**○議長（橋本恭子）** 総務部長。

**○総務部長（香田大然）** 当然、行政執行する場合に予算ということが関係してまいります。総務、民生、福祉、産業、土木、このようにたくさんあるわけですが、より効果的な予算配分の考え方。そしてまた、ある部門だけ突出した予算措置するのではなく、町全体を見渡した予算配分。また、その中でも、当然財源に限りがあるわけですから、国・県の補助制度があるかないか、その辺を精査して、優先的にどこに予算を投資すればいいかということを考えながら進めたいと思います。

また、学校、先ほどから防犯の関係も出ておりますが、学校関係につきましては、教育委員会とよく話し合いをして、一番いい選択したいというふうに考えますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（橋本恭子）** 藤澤元之介議員。

**○藤澤元之介議員** ぜひともよく連携していただいて、安全に関しては、お金という部分は必要はありませんので、そういった費用対効果と言われる部分も確かにあるんですけども、安全を最優先でという形でお願ひしたいと思います。

最後、いずれにしても、本当に皆さんの思いは子供たちの安全で安心できる学校生活の実現であり、そのためにも一応学校管理下におけるけがを減らす工夫や安全対策には万全を期して努めていただきたいと思います。

次に、2項目めの持続可能な財政構造の確立について、将来課題でもある財政基盤強化策として、経費の削減を図るとともに、限られた財源で最大の効果を上げ、適切かつ健全な財政運営にはどうしても税収が必要となります。

そこで、2点をお伺いします。

まず1点目、一般財源の確保として、法人町民税の制限税率の適用以外に、新たな歳入の確保に向け、有効な施策はあるのでしょうか。

2点目、総合公園これ陸上競技場、テニスコートも含みますけども文化会館等の公共施設などへのネーミングライツ、広告概念の導入による施設収入を増やして、利用者の負担軽減を図ることも将来的に検討されていますが、スポンサー企業、社名やブランド名を付与することでの収入見込みはどのぐらいを想定されているのか、この2点についてお伺いいたします。

○議長（橋本恭子） 財政課長。

○財政課長（堀 恭一） まず、一般財源の確保、新たな歳入の確保については、御承知のとおり、憲法、地方自治法、地方税法等において多くの制約がございまして、非常に困難な問題でございます。

現状としましては、依存財源でありますけれども、地方税法の改正に伴い、地方消費税の引き上げ分が新たに社会保障関係の財源化されることになっております。今現在、施行時期を遅らす等の報道もあるように非常に不透明で、その使途も限定され、今後の動向を注視しているところでございます。

それ以外に、国、県での動きはありませんので、一般財源の確保のためには、町独自の施策で、歳出の削減とあわせて、町税や使用料等の滞納金の徴収や、また広告収入等の事業収入などによって歳入を増加させていくことが重要でございます。

また、法人町民税の制限税率や固定資産税の超過課税の導入につきましては、新行革大綱（第5次）にも掲げておりますが、これにつきましても景気や町の財政状況、また住民理解等踏まえまして実施すべきものであり、現状においてはまだ実施できる段階に至っていないというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 2点目でございます。総合公園や文化会館等のネーミングライツの関係でございます。

新行政改革大綱（第5次）の大項目第2の財政基盤の強化の中では、自主財源を確保す

る手段の一つとしてネーミングライツの導入ということがうたわれております。1つは、公共施設の名称そのもの、2つには、実施事業の名称を対象としたものの2種類が想定されます。

文化会館では、新行革の取り組みとして、自主事業へのネーミングライツの導入を掲げておりますが、施設以外の名称にネーミングライツを導入した事例というのは全国的にも少数でございます。その理由は、年間を通してアピールする機会が施設名称に比べて少ないからでございます。あすかホール文化振興協会が実施する自主事業におきましても、芸能プロダクションが実施する買い取り事業はそのとき一回限りの催しであるため、請け負うスポンサー企業を探すことは困難であると思われまいます。そのため、現在季節ごとに実施しております無料コンサート、年4回程度実施しとるわけですけれども、それに的を絞って、賛同していただける企業を探していく予定でございますが、収入見込みにつきましては非常に難しいのが現状でございます。

続きまして、総合公園の陸上競技場やテニスコートといった運動施設における検討でございますが、太子町のような規模でネーミングライツを採用している事例が見当たりません。さらに、現在募集はしているものの応募がないというものにつきましても、調べてもなかなかもう見つからない状況でございます。また、ネーミングライツを採用している施設でもネーミングライツ料の額はさまざま、太子町にとっての最適といえますか、ふさわしい希望する価格は幾らなのかにつきましては調査中で、具体的な数値を申し上げることはできません。御理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 非常にいろんな制約があって難しいという部分は理解するんですけども、これもちょっと全般にわたることになるかもわかりませんが、町民と本当に行政が協

働して進めるボランティア活動をベースとした人的労力の支援や、行政コストの徹底した削減をした上での負担の公平性を確保した上で、公共施設の使用料や手数料などの料金設定を今後段階的に検証していきながら、将来的に見直しも含めて検討することも必要ではないかと思われそうですが、その点についてのお考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） まさに今負担の公平性とか人的労力の支援とかおっしゃいましたんですが、これ私どもよく住民の皆さんと、特に納税者の方とお話しするときに、もう究極の議論をされるわけです。税金を納めてから、ただでいいんじゃないの。例えばコピー代1枚10円、ただでいいんじゃないのという、もう究極の話をされる場合があるんですが、これはやはり、そういう究極の話は別として、本当に我々行政側からすれば、皆さんに例えば陸上競技場の使用料なり体育館の使用料なり納めてもらうときに、本当にただでいいのと、本当に無料にすると、我々違う税金からその維持管理費をどんどんどんどん充てていかないといけないわけですから、それはそれで応分の負担をお願いしたいと考えております。ただ、よく災害のときに自助、共助、公助という言い方を我々もしますが、これは何も災害だけではなしに、例えばよく自治会から御指摘を受けまして、道路のこの辺の草刈りをやってくださいよとか、いろいろいろいろ細かい話もございます。そのときには、お互いさまでございますので、自助、共助、公助の精神に基づいて労力を提供していただけるのであれば、それはそれでありがたいことだ、また適正な使用料を納めていただくことも、それはそれでありがたいことだというふうに考えておりますので、そういった行政全般、またまちづくり全般についても皆さんの御協力得ながら進めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 わかりました。

最後になりますけど、全般にわたって、引き続き財政基盤の強化に努めて、最少の経費で最大の効果を得られるよう、工夫をぜひとも凝らしていただいた行政運用の推進となるよう、期待を込めまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（橋本恭子） 以上で藤澤元之介議員の一般質問は終わりました。

次に、中島貞次議員、一般質問をお願いします。

○中島貞次議員 それでは、ただいまから一般質問させていただきます。公明党の中島貞次です。また、本日もよろしくお願いいたします。

本日は、前半が財政に関すること、後半は、今回新たに施行されたというんか、法律のことに関して質問いたします。

まず1点目ですけども、福祉費のあり方についてということです。

現在、少子・高齢化が進んでおるわけですが、福祉の助成のあり方が問われている現状ではないかと思えます。

現在の安倍政権は、平成26年4月には8%、平成27年10月には10%の消費税率引き上げを予定しています。これは社会保障と税の一体改革の関連で、今後社会福祉関係の費用の上昇が見込まれて、財政的にも厳しくなることが一因であります。

ただし、消費税率引き上げについては、景気動向を判断基準として、今後首相が判断されると思います。消費税率の上昇は、地方消費税、いわゆる地方消費税交付金ですが、歳入面で多少の増加は考えられますが、それとともに消費の面での低下が懸念もされています。

そこで、町財政として、社会福祉費や児童福祉費の見直しを検討してはどうかと考えます。この3年間、いわゆる平成20年度からの3年間ということで、後期高齢者医療費は27%。ちなみに、この一般質問通告の後、平

成24年度分の決算が公表されましたので、それを考えますと、後期高齢者医療は43%の増加と。それから、乳幼児医療費は質問通告時点で36%で、これは平成24年度決算においても変わらなかったということで、36%増加しているわけで、医療費の増加が非常に目立つわけです。

さらに、住民の方からは、特に主婦の方から切実な願いとして、中学3年まで通院治療費を何とか3割負担から軽減してもらえないかという声を非常にお聞きしております。

特に福祉費関係では、長寿祝金のあり方を含めて、今後検討すべき段階に入っているのではないかと思いますので、見解をお尋ねいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 失礼します。まず、後期高齢者医療につきまして、医療費が上昇の一途であることは承知しておりますが、保険者が兵庫県後期高齢者医療広域連合であることから、太子町独自で判断、対応できるものではありませんので、広域連合との連携の中で医療費抑制策等については進めてまいりたいと考えております。

また、乳幼児医療につきましては、現在通院医療への助成を行うとともに、入院医療につきましては、町単独施策として一部負担金の無料化を行っております。その一方、住民の皆さんの御要望としまして、近隣市町が実施しているような、より一層の通院医療費軽減策の拡充を求める声が強くなっているのも承知しております。

子育て支援は安定かつ持続可能な制度でなければならないと考えております。限られた財源の中で、受益と負担の関係にも配慮しつつ、安定的、効果的な子育て支援を行うという観点から、県の方針や財政の動向を見きわめつつ、乳幼児医療費助成事業の拡充につきましては現在検討しているところであります。

なお、長寿祝金のあり方についてでございますが、近隣及び県内市町においても、本町

は非常に手厚く支給している状況でございます。少子・高齢社会の現状から、今後は子育て支援策や障害者施策を含めた福祉行政全体の中で、施策選択のバランスを考慮しながら、長寿祝金支給事業につきましては、節目年齢での支給などを検討していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

一応試算いたしました。地方消費税、仮に8%上がったとしても、地方消費税の負担割合、負担といたしますか、国、県、町の取り分がほぼ一定だと考えますと、現状では1,000万円ぐらいプラスかなという感じです。それ以外にも、景気の動向とか消費の動向とかによりますけども、現状の消費のままでいきますと、地方消費税、歳入面での交付金はおおよそ1,000万円ぐらい増加するかなという感じです。ということは、景気によっては非常に厳しいという面もあるわけで、その中におきまして、例えば高齢化が太子町よりも進んでいる佐用町あたりでは非常に特に高齢化が進んでおりますので、長寿祝金等については非常に改善を図ったというふうなことをお聞きしております。実際の効果としては微々たるものかとは思いますが、それでも町の財政に与える影響は大きいかなというふうに考えてます。

それから、特に乳幼児医療費、これは今申し上げた後期高齢者医療費とか乳幼児等医療費については目の数字出ますので、その乳幼児等医療費につきましては、この平成20年度以降見ますと、特に平成22から23年度にかけて2,000万円上がると。これは当然、福祉の医療の改革によりましてこうなってきたわけです。

それから、後期高齢者医療費につきましては、平成20年度から比べますと、平成24年度の決算時点でおおよそ8,000万円の増加と。これはあくまでも目の数字で言ってますので。というふうにして、特に高齢者の医療費の増

加が非常に大きいわけで、今後ともそれが、だんだんだんだん高齢者が増えるに従って、その辺の額は上がってくるというのは当然見込まれる状況です。

政治の世界では、後期高齢者窓口負担1割を、今度は前期高齢者が上がってくる分については2割にしようとかというふうな話も若干お聞きしております。それぐらい後期高齢者医療というのは非常に厳しい状況になっていっているわけです。

そういう意味で、今後のこの福祉の動向は非常に町民の生活、安心して暮らせる太子町を目指すには、やっぱり福祉費の中身を何とか改善しなければいけないというふうに思いますんで、その辺の考え方を町長どうかひとつよろしくをお願いします。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど来から出てますように、子育て支援の関係から、それといわゆる高齢者に対しての施策のバランスのとり方でございますが、これは全体で見ますと、世界の中でいうと非常に太子町の場合は高齢者に対して優しい施策しているというのは、これは間違いのないところでございまして、そういった意味で、ある程度子育て支援のほうにシフトする必要はあるというふうには思います。しかしながら、先ほど議員もおっしゃったように、10%から20%の前期高齢者にしても、はっきりした方向的にはまだ見えてない状況もございます。

医療費だけで申し上げますと、単純なこと言いますと、例えば東芝さんとか、そういう健康保険組合とか、協会けんぽ等も含めて、1人当たりの医療費は大体15万円弱、これはちょっと古い数字ですが、15万円ぐらいらしいです。国保で30万円から40万円ぐらい、やはり高齢者が入ってくることからです。そして、後期高齢者に至ると90万円から100万円ぐらいかかると言われております。こういった必要なものについてはやはり何らかの支援をしていかなければならないというところに国のほうもジレンマがあるというふうに私は

思っております。

そういう意味で、先ほど出ましたが、例えば長寿祝金等については、これは町の施策として今までやってきたところでございますので、町として考える中では、そういったところをやはり、先ほど部長が申し上げましたように、考えていって、その予算的なものを例えば乳幼児等のところにシフトしていくというようなことは十分考えられるところでございますが、大きなところでは、先ほど申し上げましたように、年齢を重ねるごとに医療費等は必要になってくる。まして後期高齢者ということになれば非常に高い医療費が要りますので、これにつきましては国の施策とも考えながらやっていかなければならないというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、町独自でできることと言えば、先ほど申し上げたような、また議員から御指摘があったようなことの事業について来年度以降やはり見直していく必要があるんじゃないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

町財政厳しい中、どうしても今後高齢化社会になりますと、そういう特に後期高齢者の医療費の増加が考えられるわけで、その辺また福祉費、民生費、衛生費含めた、その中の全体の中でいろいろバランスをとっていただきながら、しかも住民サービスの低下はしないようにだけ要望いたしまして、さらに、特に太子町は若いまちです。近隣より多くの、多くのといいますか、若い世代が増える可能性のある太子町です。その中におきまして、子育てが安心してできるまち太子町というイメージがやっぱり大事だと思います。そういう意味で、太子町は今後人口の自然減が当然見込まれます。その上で、さらに活気ある太子町にするためにはやっぱりそういう若い世代が太子町に来ていただくということも重要な施策かと思いますんで、特に子育て支援も、先ほど言いましたけれども、中3までの通院

治療費も切実に家庭の奥さんからお聞きしております。実際のところ正直言いますと、中学生ぐらいになりますと全部が全部病院に行くとは限らないわけで、小学生段階から比べますと当然数は減りますけれども、それでも中学生になりますといろんな面でお金がかかるわけです。医療以外の部分でお金はどうしても必要になってくるという意味で、その分の中における医療費、病気をした、けがをしたということで使う医療費に関しては非常に厳しいという声が上がります。ですから、そういう意味でも今後検討重ねていただきたいと、そう思いますので、またよろしく願いいたします。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 要望的なこともおっしゃいましたが、私どもが考えておりますのは、先ほど部長の答弁の中でも申し上げてなんですが、県の方針といいますか、そういったところもやはりにらんで考えていかなければならないと思います。現在、県のほうからの施策についても27年までというふうにも聞いております。そうすると、今県の補助が入ってる分をまた町で見なければいけないような状況も出てきます。そういうことになれば財政的にどう影響してくるかといいますと、やはり非常に厳しいというのは間違いないところでございます。現在、中学校までの入院費にしては無料ということにしておりますが、通院費についてどこまで拡充できるかというところを現在検討しているところでございますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

県の補助とのバランスといいますか、そういう意味で、町長の政策要望会等でも、どうかしてそういう県の補助、補助というんか、助成を継続して安定したものにしてほしいという声はお聞きしております。そういう意味で、私たちも県議員を通じてやっぱり

積極的にその辺は、それが即自分のまちの福祉にもつながるわけですから、その辺は強力なネットワークを生かしながら進めていきたいと考えております。

次、2点目に移ります。広報紙への広告の掲載、有料広告のことですけれども、財政厳しさを増す中、住民福祉の向上はもちろんのことですが、地域の環境整備等含めた施策を実施する中、少しでも財源の確保が重要になっております。

その中で、太子町の広報、「広報たいし」等その他何種類かありますけれども、企業広告を募集して掲載してはどうかと考えております。広報はほとんどの家庭に配布され、約1万3,000世帯ですか、それからそれ以外にも近隣自治体と、それから各施設等にも配布されますが、多くの町民の目にとまるわけです。その効果は多少なりとも大きいものがあるのではないかと考えます。ほかの市町でも積極的に広告募集されているところがあります。財源確保のための方策として導入してはどうかと考えますが、いかがですか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 自主財源の確保と町民生活の利便性向上のための広報紙への企業広告掲載につきましては、5次行革の取り組みとしても上げられており、検討を行っているところでございます。

現在の「広報たいし」の紙面は、ページ数に対して記事の量が多いことから、企業広告を掲載するスペースの確保が困難な状況であります。仮に企業広告を掲載するためにページを増加した場合、追加費用が広告収入を上回り、結果的に町の負担増となってしまう可能性がございます。そうは申しまして、自主財源の確保という大きな目的がございますので、今後さらに本当に、今申し上げました追加費用が広告収入を上回らないような、そういうことを考えながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

当然、町としてもいろいろ考えておられるということで、例えばほかの市町でも積極的にされておりまして、ほかの町のホームページで広報紙を見ますと、全部のページにわたって広告を出すというのは当然無理なわけで、例えば一番最後の1段、下のほう1段だけに広告を出しているところとか、途中に出すというのは余り見なかったんですけども、大抵最後のほうが多かったです。大体1万円から5,000円、6センチ幅、1段6センチから7センチぐらいなのでしょうけれども、大体5,000円から1万円の、1回掲載が、それが年12回になりますと、1回1万円ですと12万円というふうな、それはサイズによっても当然変わってくるわけで、そういうふうに積極的に考えておられる自治体も多くなっております。市以外にも、町の段階においてもかなり積極的に動いているというのが実情かなと思われまして、町としても紙面の編成、編集がかなりいろいろ、いろんな面で制約されるというのはわかります。例えば今広報で一番最後のページに広告載せようかなと思うと、いろんな、今一番最後のページは最近起こった出来事といいますか、それを写真で広報しておられますが、その辺がやっぱり削られたりとか、非常にいろいろ編集面で難しくなると思いますが、一方で自主財源の確保、あるいは地域経済の活性化等々考えますと、多くの人の目にとまりやすい「広報たいし」という意味で、「広報たいし」含めて、ほかの広報紙もそうですけれども、今後検討していただきたいと、そういうふうに考えておりますので、この広報紙への広告掲載についてはまた、ただいま総務部長から答弁いただきましたので、それで今後検討よろしくお願ひしたいと思ひます。

次、3点目に移ります。次は、法律の改正というんか、ありまして、いじめ防止対策推進法について今から質問させていただきます。

本年6月21日に、いじめ防止の法律で、いじめ防止対策推進法が成立いたしました。6

月28日公布で、9月28日、今月末ですけども、施行することになりました。

この法律では、いじめの定義を規定し、重大ないじめが発生した場合には、学校が調査した上、被害者の児童・生徒及び保護者、地方自治体に報告することを義務づけております。また、重大な被害を及ぼすおそれのある場合には、警察に通報することも明記して、必要に応じて加害生徒・児童の出席停止を命じることなどを求めています。

さらに、地域でいじめ防止基本方針の策定に努めるように求め、関係機関との連携を強化するため、学校や児童相談所、警察などの担当者で構成する連絡協議会を置くことができるとされております。

この法律に向けてどのように取り組むのか、その考え方をお尋ねします。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 議員がおっしゃっており、いじめ防止対策推進法が成立し、6月28日に公布されました。文部科学省において、国の基本方針策定の検討に当たり、学校関係者や学識経験者など多様な協力者の参画を得て、より効果的な対策を講じるため、いじめ防止基本方針策定協議会を設置し、去る8月13日に第1回目の会議を開催したところであると県教委より報告を受けております。

同時に、国の防止基本方針の策定スケジュールはまだ未定であります。いじめ防止対策推進法第12条、第13条に基づいて、各地方公共団体及び学校の基本方針については、今後策定される国の基本方針等を参酌して策定を検討すること。また、国による説明会の実施については現在検討中でありますので、実施する場合も国のいじめ防止基本方針の策定より後になる見通しであることもあわせて報告を受けております。

したがいまして、この法律の施行に向けては、今後の国の基本方針策定を見守りながら取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにしても、いじめの問題については、いじめの問題を隠さず、適切な実施把

握や対応がなされることが必要であり、いじめられる子供を守り通すとともに、いじめる子供に対しては毅然とした対応と粘り強い指導を行う必要があると考えます。

この際、学級担任等の特定の教員で抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応するとともに、学校のみで解決することに固執せず、保護者や教育委員会、こどもセンターや警察などの関係機関と適切な連携を図りながら、いじめを許さない学校づくりを進めていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

教育委員会として、9月28日施行ですが、その前の段階として、地域のいじめ防止基本方針策定に向けての動きを進めておられるということをお聞きしまして、この質問通告する段階で果たしてどうかなあという一抹の不安はあったんですけども、ある程度いじめに対して積極的に取り組んでおられるということをお聞きまして、一部安心いたしました。

この間、国立教育政策研究所というのの調査結果が出ました。その中で、いじめの加害者側、いじめをした側の経験があるというのが86%、いじめをされた被害者、被害の経験があるというのは87%、これは小学校4年生から6年生で、2010年から2012年のアンケート調査によるわけです。ほぼ9割に当たる小学生、高学年ですけど、9割がいじめた経験があり、いじめられた経験があるという、そういう実態が浮き彫りにされております。

この調査自体は大都市近郊という制限があって、住宅地、商業地、農地を抱える地方都市の小・中学校で実施されたということで、ほぼ太子町とも似たような地域性かなということで、一つの目安になるかなと思ひましてちょっと提示します。

いじめ被害の内容では、小学校では、仲間外れ、無視、陰口が上位で、男子が45.4%、女子は50.5%、およそ半分。次に、からかう、悪口が男子44.3%、女子41.5%、今のは

小学校ですけども、中学校も同じようなもので、仲間外れ、無視、陰口が男子で32.4%、女子は37.7%、からかう、悪口が男子37.5%、女子31.6%というふうにしてあるわけです。このほか、軽くぶつかるとか、たたく、蹴るは例えば小学校男子が多くて38.9%、それから中学校男子が多くて31.9%、それから金銭の強要とか物を壊すのは小学校男子で15.1%、中学校男子で12.3%というふうな、そういう国立教育政策研究所の調査結果が出ておるわけであります。

そういう意味からおきますと、今回いじめ防止対策推進法が施行され、地域のいじめ防止基本方針というものの策定に努めるよう今回求められておりますが、それに対して町としても、町の教育委員会として、策定協議会ですか、それが第1回目開かれたということで、今後町としての基本方針を速やかにまとめていただくように要望します。

要は、町として、いじめは絶対悪なんやという一つの意味表示といいますか、そういうことにもつながりますし、町として、いじめはなくすという、そういう強い決意の一つのあらわれではないかなというふうに考えますんで、今後とも、これからは方針を作成するに当たって国とのかかわり等いろいろあると思いますけれども、速やかに策定をよろしくお願いしたいと思います。

早いところではもう6月段階で、例えば富山県砺波市ではいじめ防止基本方針というのを策定しておりますし、柏市でももう6月段階で既に、ここは条例をつくっております。柏市児童虐待及びいじめ防止条例とかというふうな感じで取り組みが進められておりますんで、今後とも教育委員会としても積極的に作成へ取り組んでいただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

きょうは非常に積極的に取り組んでいただける返事をいただきましたんで、答弁がありましたので、以上でこの点につきましては終了とさせていただきます。

続いて4点目ですけども、災害時要援護

者の避難対策について質問いたします。

災害時に自力で避難することが難しいお年寄りや障害者など、災害時要援護者の名簿作成を義務づける改正の災害対策基本法が先の国会で成立したわけです。この改正法では、これまで曖昧でありました個人情報の取り扱いが明確化され、名簿整備と情報提供が進むことが期待されております。

海溝型南海トラフ巨大地震は播磨灘沿岸部に、あるデータによりますと、最大3メートルの高さの津波が想定されており、また直下型の山崎断層による地震も近いうちに起きることが想定されております。また、異常気象による災害等が各地で起きております。

町としての取り組みについてお尋ねいたします。

1点目、町として、今回名簿作成が義務化される以前から、ガイドラインに沿って名簿作成を進めておられますが、現在の状況はどうなっておりますかということ。

2点目、県は災害時要援護者指針を改定して、各市町に個別避難計画の策定を求めています。その取り組みを尋ねます。

3点目、福祉避難所が2カ所指定されております。円滑に移動するための連携方法、避難者の状況把握について尋ねます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） それでは、まず1点目でございます。災害時要援護者登録につきましては、障害者で平成17年度から、高齢者で平成20年度から行っており、平成25年8月22日現在で805名が登録されております。要援護者情報は平成24年12月より、自主防災組織、民生委員と共有し、要援護者が災害時に避難できる体制づくりを行っております。平成25年度版災害時要援護者支援指針により、災害時要援護者のうち自力避難が困難で、特に支援を要する避難行動要支援者の名簿を作成するよう改定されたことを受けまして、本町で既に作成しております個人支援マニュアルを、今後具体的な振り分け方法を

検討協議しながら進めてまいります。

2点目でございます。平成22年度から24年度にかけて、各自治会の自主防災組織と民生委員とともに災害時要援護者の状況について話し合いを行った中で、医療機器や車椅子等使用され、特に支援が必要とされる方を抽出し、その対象者宅を職員が個別訪問し、個別マニュアルを作成しております。個別マニュアルは平成25年8月22日現在で災害時要援護者登録805名中57名の方に作成し、本人及び自主防災組織、民生委員と情報を共有しております。

3点目でございます。避難所につきましては、小・中学校、公民館等の公共施設の指定避難所に加えまして、災害時要援護者用一時避難所として、ホテルサンシャイン青山、サンシャインガーデンプラザと協定を締結しております。医療機器や車椅子等を使用され、特に支援が必要とされる個別マニュアルを作成した方については、職員が訪問時に最寄りの指定避難所や災害時要援護者用避難所、また自治会が定める一時避難所をお伝えしており、スムーズに避難できるよう体制をつくっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 福祉避難所の2カ所、先ほど井手部長が申し上げましたホテルサンシャイン青山、サンシャインガーデンプラザ、これ協定結んでおりますが、実際に移動するときはホテルサンシャイン青山のバスで移動するということになっております。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

先ほど要援護者名簿が805名とあったんですが、これで全てなのかどうかということですが、まだほかにも今後この名簿から追加される方が出てくる可能性というのは当然あるわけで、現時点といいますか、直近の数字が805名で、その時点ではほかにはなかったということなんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 先ほど申し上げました数字は先月、8月22日現在の数字でございまして、この数字は常に民生委員さん等の報告等によりまして新たな追加、また死亡された方の報告等を受けまして、随時数字は変化しております。

あと、対象者でございますが、この災害時の要援護者の対象者と申しますのは、65歳以上の高齢者でおひとり暮らし、または高齢者のみで構成される世帯の方、そのほかに障害者の方等々でございまして、基本的には私も個人の了解の得られる方を登録しておりますので、特に個人情報の問題がございまして、民生委員さんが対象者については訪問していただいて、この登録制度の趣旨説明をしていただいております。その中で報告いただいた分だけを登録しているということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 この災害要援護者というのは時々刻々と変化するといいますか、先ほどもちょっと言いましたけれども、例えばある時点から、けがをされたとか、あるいは障害が出てきたとかというふうにして、瞬間瞬間言うたらおかしいですけども、時々刻々と当然、人それぞれ変化していかれます。ですから、今まで健康で何もなかった人が、ある日突然言うたらおかしいですけども、要援護者になり得るという可能性もあるわけです。

それともう一点は、妊産婦さんの件なんですけれども、要は今まで、特に出産予定の可能性のある御家庭なんかですけれども、知らないうちに例えばおなかが大きくなっていたと。新婚さんの間は例えば実家へ戻ったりする可能性もありますけれども、子供さんが1人や2人おられると、当然何カ月間は子供を見るという可能性もあって自宅にいるという可能性もあるわけで、今現在民生委員さんなりが掌握されていても、例えば10日後には状況が変化すると。要援護者が増えたり、当然転出で減ったりする可能性もあるんですけど

も、そういう対応といいますか、どういうふうに考えておられるんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 妊産婦さんの災害時要援護者のことについてでございますが、県の支援指針の中では対象者に妊婦さんも含まれております。ただ、妊婦さんの現状といいますと、やはり里帰り出産等、なかなか現実つかみにくいところございます。それと、一時的な要援護者になられてるという、そういう状況もございまして、民生委員さんから要援護者としての登録のお話は今のところございません。それが現実でございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 わかりました。

そういう意味で、要は何が言いたいのかといいますと、例えば要援護者は8月22日でこっだけ掌握してましたけれども、もし仮に、きょうでもいいです、きょうの1時間後に大きな災害が起きたと。その瞬間で、例えば22日以降から今日まで、10日ほどありますけれども、その間の変動をいかにして掌握していただくかと。でないと、その8月22日の段階よりも、きょうの段階で新たに要援護者に該当する人が増えたんじゃないかという可能性もあるわけで、その辺、掌握のスパンといいますか、そら一日一日は当然不可能です。毎日毎日、各家庭回っては当然不可能なわけで、ある程度スパンを考えて、民生委員さん一人では当然無理なわけです。人によっては大きな自治会で、あるいは、ある人は2つの自治会を持ってという活動しておられる方もおりますし、民生委員さんだけでは当然情報というのは無理なわけで、ある程度短いスパンで、地域の自治会さんとの連携をとりながら、そういう情報交換。例えば、いつ起きても大丈夫だという体制をとらないと、わからないわけです。例えば10月1日に起きますよと事前にわかってたら、地震が。そんなことあり得ないわけで。10月1日に起きますよということがわかってたら、それ以前に準備は

しますけれども、自然災害というのはそういうわけではないんで、いつ何どき起きるかわからないわけで。ということは、なるべく最新の情報、現状であればおよそ10日前の情報なんですけれども、できる限り最新の情報を民生委員さんなりが掌握して、いざというときに的確に対応できる体制をやっぱりとる必要があるんじゃないかと。今は何もありませんけれども、今晚起きるとも限らないわけですから、この地震とか災害というのは。そういう意味で、その辺をちょっと考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 議員さんおっしゃるとおり、まず災害はいつ起こるかわかりませんので。特に災害時の要援護者になれる方、当然いろんな形で要援護者の形の対象になるんですけれども、はっきり年齢的にえられる方は別として、やはり体調の急変によってなられる方は非常に多くございます。ただ、この辺の実態を刻々とつかんでいくというのはなかなか私も行政では難しいところがございまして、先ほど申しましたように民生委員さん、また自主防災組織、自治会長さん等々から情報得ながら最新のデータに常に更新していくというふうな形をとっておりますので、今後も民生委員さん等機会があるごとにこの辺の情報更新についてはよくお願いしていくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

要は、一番心配なのが、町でも今後避難訓練とか、いろんな訓練があったりとかしますけれども、この前ある学者先生が言われてました。ある場所、ある町で避難訓練を行っていたら、おばあちゃんが笑いながらとことことこと歩いてたと、それでは何の避難訓練かなということで。避難訓練は今回関係ないんですけど、要はそういう常に危機意識といいますか、いつ起きるかわからないという、そういう常に危機意識を特に持たないと

いけないんじゃないかということをその人は言っておりました。だから、今こういうふうに話してますけれども、1時間後に起きたらどうするのやろなというふうに常に考えておかなければいけないということをおっしゃってましたけれども、そういう意味で常日ごろの情報のネットワークの強化といいますか、そういうのだけよろしくお願いします。

それから、福祉避難所ですけども、ホテルサンシャイン青山と2カ所設置されておるわけですが、そのときに、先ほどホテルサンシャイン青山のバスを使うということですが、一般の避難所でなしに、福祉避難所へ移動する人の対象はあらかじめわかるものかどうか。あるいは、この人は確実に、重症者とか、いろいろ機械つけて、常に医療のサービスを受けられる人とかというのは当然必要なんだろうけど、この人は福祉避難所へ優先的に連れていくべき人であるかどうかというのはある程度要援護者の中で掌握しておられるのかどうかということです。それをちょっとお聞きします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 先ほど申し上げました個人の支援マニュアルを作成した57名の方につきましては、本人やその家族と相談しながら、災害時の支援の内容というのを決めております。別のマニュアル持っております。その中で、当然そういう方々は医療的なケアを非常に多く受けられてる方がほとんどでございまして、人工透析されてる方、また在宅で酸素を使ってる方、あと人工呼吸器使っておられる方、たくさんいらっしゃいますし、その方々についてはそのマニュアルの中で定めておりますので、一律、この人はここの、こういう病気の人はここというふうな指定の仕方じゃなくて、もういきなり病院へ行かれる方もいらっしゃいますし、また障害者の方につきましては、なかなか集団生活ができない方についてはまた違う避難所というのを個別に指定しております。ですから、避難所を画一的に一方的に定めたというのは

ございません。個々によって皆それぞれ違うというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

そういう意味で、今回この57名ですか、個別の避難行動計画というんですか、これをやっぱりきちっと策定することが大事なと。その上で、特に重症、あるいはどうしても医療的支援が必要な方がこの中に含まれているということですが、もう一つお聞きしたいのは、どうしても医療的な分で病院等、病院等に行かれる方は別として、例えばこの福祉避難所へ行かれたときに、福祉避難所へ何かの病気で移動しますと、ホテルサンシャイン青山へ行きますと言われた場合に、そのホテルサンシャイン青山での医療支援の体制というのは実際にとられているのかどうかということです。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 先ほど申しました個別支援マニュアルを作成の方につきましては、当然かかりつけ医、また現在使われている介護サービスの事業者、ケアマネ等全て情報として掲載しておりますので、連絡もそちらのほうへ参りますから、当然場所が変わってもその人を支援する体制というのは変わらないというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 それはわかりました。

それはそれとして、例えばホテルサンシャイン青山側はそれを了解しているのかどうかということです。その辺のことはわからないですか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 了解というのは、支援者を中に一緒に避難さすということの了解という意味ですか。それとも、そこへ例えば介護事業所の方を派遣するということの了解という意味でしょうか。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今の質問は、例えば福祉避難所に重篤な方が入られたと。そのときに、その福祉避難所へお医者さんが当然来なしゃあないわけです。かかりつけ医かどうかかわりませんが、お医者さんもホテルサンシャイン青山へ移動して治療に当たるということになるわけですが、じゃあホテルサンシャイン青山と病院側、治療、担当医、かかりつけ医さんとは話ができて、災害が起きて避難されたときにはいつでもお越しくさいますとかというふうな、そういう話し合いができていますのかどうかということです。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） それはできございません。ただ、そういうふうな一時的な避難所でございますので、そこにそういう重篤な方を長期に避難させるというのはまず現実的に考えられないので、あくまで一時避難所として考えておりますので。ドクターが派遣されても、恐らく一時的なもので、即また違う場所に移動というような格好になると思います。もし医者を派遣する場合でございます、それぐらいの程度であればそこでずっと長期的に避難するというのはちょっと考えられないケースだと思います。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今、福祉避難所のことでいろいろ質問いたしました。要は災害、地震等が起きてからでは遅いのであって、やっぱり事前に、この人はどうしても要援護者の中でも特に要援護というんか、気をつけなければいけない人であるというふうな、その個別の避難計画等も順調に今後進めていただいて、また先ほども言いましたけれども、時々刻々変化するわけですから、そういう意味で、常にその地域の自治会等と、あるいは民生委員さん等と情報交換といいますか、ネットワークを強力に生かしながら、その情報を更新していくといいますか、という作業をやっぱり進めていただきたいと、そのように思います。そうでないと、古い情報のままでは、新たにあの人が例えば何かの障害者になられた

よというふうな、あるいはあの人も支援の必要な人になったよというふうな情報がもしなかったとしたら、その人がどうなるかというのはやっぱり不安がありますんで、今後、いつ起きるかもわからない、そういう地震や災害に向けてなお一層の努力をよろしく願いいたします。

以上で本日の私の質問終わります。ありがとうございました。

**○議長（橋本恭子）** 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次に、吉田日出夫議員、一般質問席をお願いいたします。

**○吉田日出夫議員** 吉田日出夫、通告に従い一般質問を行います。内容は、上水道管理について伺います。

現在、太子町より各家庭へ供給の水道水は当然管理のもと、生命に安全・安心な飲み水が送水されていると思います。ただし、あってはならないんですけども、何らかの理由で水に異常が発生することがあり得るのではと考えております。

そういうことから、先日太田地区、これ鼓ヶ原自治会ですけれども、水道水の表面に異物が浮遊している状態が発見されました。これは25年7月21日。現在、当局は、ふぐあい発生箇所の水をサンプリングし、調査中であります。分析結果では、異物が繊維状のものであることは判明していますが、それ以上のことは、問題発生1カ月余りが経過していますが、いまだ詳細の報告は自治会にはされておりません。当水道水は県より購入の水が該当していると聞いております。

上記内容を踏まえ、人の生命にかかわる水道水の通常の管理内容及び問題発生時の対応処理の内容を確認させていただきます。

この1番の問題は、先ほども申し上げましたように、問題が発生してから時間が余りにもたっておりますので、当問題発生時の優先順位はどう考えられますかということをお願いします。

2番として、通常水道水の安全管理は何に

基づき、どのような内容、頻度、またこれ場所を含めて実施されているか。

それから3番目としまして、問題発生箇所、本管は老朽していると聞いておるんですけども、これ他地区にもあるようなことをお伺いしておりますけれども、現在の耐久年数、これお聞きしてるのは40年の限度耐久年数に対して三十、これ昭和50年に設置されたと聞いておるんで、36年ぐらいたってるんですか。そういうことで、今後はこれに対してどのように考えられるのか。

それと、今申し上げました一連の問題に対して、この経緯報告はどのようにしていただけるのかお伺いしたいのですけれども、よろしくをお願いします。

**○議長（橋本恭子）** 経済建設部長。

**○経済建設部長（堂本正広）** まず1点目、優先順位でございますけれども、太子町の住民の方々の生活に不可欠なものとして水を供給させていただいております。当然、住民の方々の健康を最優先として考えております。

2番目の水質の管理は何に基づき、どのようにされているかということですが、水道法という法律に基づく水質基準に適合しているということとともに、定期的に水質検査を行っております。水質検査は、毎日行う検査項目としまして、1日に1回、色、濁り、消毒の残留塩素を確認しております。また、月に1回以上、または年に4回以上行う項目として、水質基準項目50項目があります。また、採水場所としましては、吉福の水源地、老原の水源地、太子ニュータウンの公民館、糸井池田公民館、山田地区の公民館、広坂の公民館と、太子町全域にわたって採水させていただいております。

3番目、問題発生箇所の本管の老朽化している耐用年数は何年と決めているかということです。

先ほど議員がおっしゃられたように、地方公営企業法施行規則に定めております減価償却の期間としては40年となっております。

また、当該地区の水道管については、先ほ

ども話がありましたように、50年度から51年度の2カ年で埋設されており、約37年が経過しております。今後、計画的に更新を行う予定でございます。

最後の経過報告についてどのようにされるかということですが、発生したのは7月16日火曜日でございます。鼓ヶ原地区の水道水に浮遊物があるということで、それについては7月27日午後に自治会役員さんに状況を説明し、地区内で職員とともに採水させていただきました。

それまでの間に浮遊物を検査した結果、セルロースに比較的近いという物質でございました。これにつきましては、万が一飲んだ場合でも体に消化、吸収また蓄積されることなく体外に排せつされるということで、人体には無害であるということを確認しました。

が、しかしながら、衛生上、無害であるということで、浮遊物が混入しているということは好ましいことではないので、当面の対策としまして、自治会内の水道管本管の管内の洗浄等を行いました。

次に、8月4日に午後7時から自治会の隣保長さん方にその時点の現状を説明し、また8月19日に自治会に水質検査結果を報告しております。今回の事案における原因究明までには至っておりませんが、自治会に対しては、事案発生から採水検査結果まで順次経過の報告を行っております。

水道というものの性格上、水圧がありますので、どこからでも浮遊物が混入するということは考えられません。また、現在のところ範囲が1自治会に限られていることから、配管中の継ぎ剤が剥離したものと推察しております。

今後は、各関連機関との連携を密にとりまして、安全・安心な水の供給に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 今、この①の質問に対して、当然健康優先ということでお考えいた

いておくことはありがたいことですが、我々当初これ見ておりましたら、本当にこれ個人の家から当然問題が発生しておるんですけども、個人の家の中の問題か、それとも本管の問題か、そこら辺の見きわめというのに時間がかかっておったと私は感じておるんです。

それと、もう一つ申し上げたいのは、これ今水質検査をやってる業者は何社あるんでしょうか。この内容でサンプリングし、検査を出しておるところは、和歌山までサンプルを出してるというようなことを聞いたんですけども、それはちょっと時間がかかるような、入札でのこれ対応かもわかりませんが、そこら辺もひとつお聞かせ願いたいと思います。

それと、2番の水道法に基づいていろいろ頻度やられておるんですけど、全域にもこれサンプリングした上での検査をやっておられるということですが、この全域、各地区で、さっき聞いたのは、各定期的にやっとなのは、濁りとかそういうのは各水道のもとがあるところのタンクのところでやられるという形と、それと公民館でやれとる、それから全域、この全域に対してはどれぐらいの頻度で、どこをどのような形でやられておるか、これをお聞きしたい思います。

それと、3番の地域の、法律によって今後の計画、これ耐久年数が40年に近づいておるんですけども、当然予算の問題とかいろいろあると思うんですけども、具体的に、じゃあいつぐらいをめどに、どのようにお考えになっておられるのかをお聞きしたいと思います。

それともう一つ、今、一応外観上は問題ないという形で、自治会のほうには御報告いただいておるような形をお聞きしましたけども、実際にこれデータ等を見させてもらいましたら、洗管する前の色度に関してですけども、値が低いのに、洗管後に色度は低くなってるというのが8件のうち2件あったんですけど、これはどういう理由でこういうことが起こっておるのかもお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 水質検査のことでございますけれども、先ほど議員さんもおっしゃられたように、入札で落ちたということで、1点は、そこで検査しております。また、単一の検査ではちょっと疑義があった場合があるということで、神戸市の検査機関のほうにも検査依頼させていただいて、同じ物質であるということを確認しております。

2番目の全体の地域とおっしゃってましたけれども、要は町としては各校区ごとにその末端のほうで採水するというので、水源地でもこれは上水の水源地に対する検査と、あと太子ニュータウンであるとか、糸井池田であるとか、山田であるとか、広坂であるというのは、各校区の末端のほうになるので、そういう場所で水を採水しているということでございます。

また、全体に行っております検査につきましては、月1回もしくは年に4回以上行うということでございます。

つきまして、本管の見直し、布設がえのことでございますけれども、当然予算が絡んでくることもありますので、現在作成しております中期計画によりまして大体の予定を計画するというところでございます。

あと、最後の質問につきましては、洗管後に異物があつたということと思われましても、多少は本管より洗浄することによって水の流れ等が変わったりするということもありますので、そのときにひょっとしたら接合部のつなぎ剤が剥離したのかもわかりませんし、冒頭にも議員さんがおっしゃられたように、まず1つは家庭の中で起こっているのか、それとも本管で起こっているのかという、そこら辺の決定的なことは結局はわからないということで、少なくとも本管側に原因があるのであれば管を洗浄するという方法ぐらいしか考えられないので、とりあえず鼓ヶ原地区の全部の消火栓のほうから洗管を行ったということでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 今お聞きしました②の件ですけど、この全域の内容の確認は各校区ということですが、この各校区の取得したデータというのはもう保存されてはおるんですか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） この検査結果は5年間保存するように定められております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 それと、この3番の今後の計画ということで、30年以上たつてるという形、これはめど的にはいつぐらいを計画で、これ予算の関係もあるんで、どれぐらいを本当に考えておられるんか。そうでないと、これ早いことめどをつけてもらわないと同じような問題が繰り返される可能性があると思うんですけど、そこをもう一度きちっとお答え願いたいんですけど。

○議長（橋本恭子） ちょっと休憩します。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午前11時57分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 具体的に、いつからだという御質問でございますけれども、先ほども申し上げましたように、予算が伴うものでございますし、多大の費用がかかりますので、今ここでいつからというのはちょっと答えられません。

それとあと、似たような地区があるということでございますけれども、この場所につきましては、東出ヶ丘の東半分のほうを昭和53年に埋設しております。また、黒岡におきましても、美原台でございますけれども、昭和59年に埋設して、約29年が経過しております。こういったところにつきましては、当然随時布設がえする必要がありますし、下水のほうにつきましても、当初埋設したところに

つきましては当然下水のほうも埋設し直す必要が出てきますので、そういったこともあわせまして検討したいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 それと、項目4のところで、先ほど部長のお答えの中には、私がお聞きしたのは、このデータ上違っておるのは色度、異物じゃなくて、色度の値が洗管前と洗管後では違っておるんですけども、それはどういことでしょうかとお伺いしたんです。異物の云々じゃないんです。色度の問題をお聞きしておるんです。

○議長（橋本恭子） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午前11時59分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 当然、水道管の中には水あかといいますか、そういったものもたまります。皆さんも経験あると思うんですけど、消火栓をあけると茶色い水が若干出てきます。水道管の中にも似たようなものがあります。ただ、水圧、水速、そういったものが変化することによって、それが剥がれて、その地帯に、その地域に色が若干つくようなことはございます。58年か59年ごろにそれが非常に多発しましたので、吉福の水源地でマンガンが非常に大量に含まれているということで、除マンガン施設を設けることによって、そういう色度のない水が流れるようにはなっておりますけれども、当然それまでの間にいろんなところでそのマンガンが付着しているようなこともございますので、洗管することによって水流が変わり、若干剥がれたものが出てきたというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 最後に、いろいろ部長にお答えいただいたんですけども、こういう飲料水なんかは特に命、また生活に密着しとる

内容なんですけども、これ一回問題が起きたら、なかなかこれを完全に究明、対策打つというのには時間がかかるような感じが見受けられるんです。そういう意味からいうて、どういうところに重点的に的を絞って動きをかけるかという、そういうところも大事じゃないかなと私は思うんですけども、そういうことのやりとりを見てまして、本当に的を射た形の動きが実際にでけておるのかなということも感じ取れたんで、そこら辺は何かこういう問題起きたときの、水道水に対してのマニュアルか何かが本当はあるのかな、どうかな、そういうことを思いますけど、どうなんでしょう。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 当然のことながら、あつてはならないことではございますけれども、役場のほうとしても対応が後手後手に回ったようなことがあるかもございません。今後は、こういったことがないように、十分に今回のことを肝に銘じまして活動するようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 それと、この4項目の最後に、自治会の報告が各順を追ってされたということですけども、これ最終的に根本の原因が究明されて、それがわかった時点で、やはりA41枚にでも整理した上で、自治会にきちっと回答していただけたら皆さん安心されるんじゃないか思いますので、それをよろしくお願いします。

以上で私の一般質問終わります。

○議長（橋本恭子） 以上で吉田日出夫議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後0時03分）

（再開 午後1時09分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を再開します。

それでは、中薮清志議員、お願いします。

**○中薮清志議員** 1 番中薮清志、通告に従い質問させていただきます。

小・中学生の学力向上への取り組みはというテーマで聞かせていただきます。

施政方針の中で、外国語教育の推進や体験型環境学習の実施、スクールカウンセラーの配置、多動性障害の児童・生徒の支援にスクールアシスタントの増員など、教育について言われています。

また、中学校の一部の科目に、クラスの人数を半分にしている、目の行き届くシステムを取り入れています、子供たちの学力の向上のための取り組みは現状、今のままで十分と考えているのか、それを伺わせてください。

**○議長（橋本恭子）** 教育長。

**○教育長（寺田寛文）** 失礼いたします。中薮議員さんの学力向上へ向けての現状と内容ということで、お答えいたします。

確かな学力の定着には、基礎的、基本的な知識や技能の確実な習得を重視した上で、思考力、判断力、表現力などを含むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことが大切であると考えております。

兵庫県では現在、新学習システムによる 35 人学級編制を小学校 4 年生まで実施しており、基本的な生活習慣や学習習慣の定着に効果を上げているところです。

また、小学校 5、6 年生においては、教科担任制を導入したり、算数の授業での複数指導を実施するなどの指導内容の系統性を高めたり、一人一人のつまずきの早期発見に努めているところでございます。

中学校においても、数学や英語などの一部教科において、少人数授業や複数担任の実施など、きめ細かな指導や多面的な生徒理解に基づく指導を行い、学力向上の推進に努めているところでございます。

このように、国の基準による教員定数に上乗せして教員の配置していただいておりますが、一部の教科に限られていることも事実で

す。町単独事業としての教員の加配は財政的にも難しいことから、引き続き県教委に新学習システムの充実を求めるとともに、教師が児童とともに向き合う時間を確保するために、校務や業務における IT 化の促進や調査等の事務の簡素化に努めるなど、学校業務のさらなる改善に取り組むとともに、系統的な繰り返し学習等の指導方法や工夫、家庭での学習課題の適正な設定等による学習習慣の定着など、引き続き教職員の資質向上や授業改善に地道に取り組んでいくことが子供たちの学力向上につながっていくものであると考えております。

以上です。

**○議長（橋本恭子）** 中薮清志議員。

**○中薮清志議員** 今の中で、いろいろとあったんですけども、それ以外にというところで、今現状相生市さんなんかでも取り組まれてらっしゃる放課後教室的な、ちょっと正式名称忘れちゃったんですけど、放課後に希望者を集めて、教員の O B の方が勉強教える取り組み、週 1 回やられてるというふうにも聞いているんですが、そういったことの実際取り組みをやっているところの近隣なので、効果また実態等はつかんでらっしゃるのでしょうか。また、そういうものが効果的であればというところで、太子町ではそういうことというのは、もし必要があれば取り入れていこうとか、そういうお考えとかはあるのでしょうか。

**○議長（橋本恭子）** 教育長。

**○教育長（寺田寛文）** 他の市町での放課後での取り組み等については承知しておりますが、本校または揖龍全体では学習時間内できに効率を上げていか、学力向上を上げてるか図っております。放課後残すことによって、一斉下校または集団下校させることによって児童・生徒の安全・安心が確保されると。また、個人で帰ることによってどんな事故、事件が起きるかわかりませんので、そういう意味で一斉下校を重視して、放課後の授業は取り組まなくて、そして学校の中で、制

度の中で効力を上げるように努めてるところでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 僕も、学校内の授業の中で、この後もちっとお伝えしようかと思ってた、取り組むほうがいいなあというふうに思っているんですけども、先日外国語の体験を町のほうの取り組みでやったかと思うんですが、そこに来られる子たちの意識というのは、前向きに外国語が勉強したいというような感じの取り組みで来られてるんだと思うんですけども、実際やってみてどういう効果、またはどんな子たちが来ていたよというのがあればお聞きしたいんですけども。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。4年生を対象に募集しましたところ、28人が応募してくれました。アンケートを見ましたら、楽しかったということをほとんどの児童が書いておりました。やはり、おもしろい、楽しいという興味から外国語に入ることによって、なお自分で興味を持って取り組んでいくという、自分でいろんなものに興味持って調べ学習をしていくと、そういうことが一番の学力向上につながっていくものと思います。ですので、結果的に楽しかったということを知るによって、うまくいったんじゃないかなあというふうに判断しております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 やはり、そういう機会というのは大事やと思いますし、これから国際化、もうしてますけれども、その中で外国語教育というのは十分必要なカリキュラムだと思うので、そういう取り組みはどんどんまたやっていただきたいなと思います。

ただ、その中で、先ほど教育長もおっしゃられました、みずからがというところできくと、多分そういう子たちは勉強がしたいという子供たち、外国語が学びたいという、前

向きに来ている子だと思うんです。さっきの話の中でもありました、授業中に何とか子供たちに学力つくように取り組んでいきたいと、揖龍では思っているというふうな形でお話しされてたんですが、僕もそのように思ってます、前向きに勉強がしたいという子は後で来てねとかという話をしても来ると思うんですけども、勉強がしたいと思う子ではなくて、授業についていけない子たちを授業中にフォローすることに力を入れるほうがやはり学力の底上げができて、全てではないと思うんですけども、勉強がわかるから学校が楽しいとか、また学校が楽しいと思うことで生活態度にもつながって、先生の生徒指導等の時間の削減と、またそれによって、先生が勉強することによって質の向上等々につながり、よりよい教育につながっていくんじゃないかなあというふうに思っています。

その中で、特に勉強の基礎になる小学校教育の中で、例えば算数などは、昨年度とかは加配もしてたかと思うんですけども、算数など基礎がわからないと授業がおもしろくなくなってしまう。だからといって、授業が終わってからわからないところを聞きに行くことは、恥ずかしさや煩わしさによってしていないとか、できないというふうになっているかと思います。が、むしろ聞きに行くような子たちは勉強が好きな子だと思うんですけども、授業を難しく思っている子を放置するのではなく、予算かかることなんですけども、教職員のOBの方などを人員を加配しまして、授業中に理解のできていない子をフォローしていく、その授業中にクリアしてあげるのがいいのではないかと考えてます。

先ほど冒頭にお伝えしたんですけども、中学校のハーフ授業は、実際うちの子供も受けてるんですが、我々保護者も喜んでますし、子供たちもわかりやすいということすごく喜んでます。クラスでの加配もすごいいい政策だと思います。予算の兼ね合いもあると思うんですが、科目を絞って、例えば基礎をしっかりやらないといけない算数とか、学

年も絞って、週のうち何時間、それでも折り合いが難しい場合は、最終的にモデル校を指定して、そういう加配をして、授業中にクリアにしていくという方策というのにとられてはどうかと思うんですけれども、そのあたりというのは、研究とか考えというのはいかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。確かに、子供たちが学力ということで、楽しいということはどういうことかと申しますと、わからないことがわかる、できないことができる、これが本当の楽しさじゃなかろうかなと思います。ゲーム感覚、バラエティー感覚でおもしろい、楽しいというのは一過性のもので、本当に身につくものは、できないことができる、わからないことがわかる。そして、そういうことで学校へ来て友達に会って、それをなおかつ広めていくことが本当に楽しいということにつながっていくと思います。そのようなことを目指して今学校のほうでは、どの教師も、どの学校も、どの学年もそのようなことで取り組んでるところでございます。今、中教議員がおっしゃるように、生徒数を少なくし、そして教員を多くすれば、それにこしたことはないんですけれども、やはり財源的なことで、町単独で人員を増やすというようなことは今のところ非常に困難じゃなかろうかなあというふうに思われます。今の制度をフルに活用して、そして生徒の資質を向上させ、そして家庭または友達等々の環境を整備しながら、自分で学び、そして自分で学習していくというようなこと。今言いましたように、学習習慣を身につけることによって自分で学習を深めていくという、これが最たる学習の持っていく方じゃなかろうかなあと思います。今のところ、そちらの方面に力を入れて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中教清志議員。

○中教清志議員 再度、確認なんですけれ

ど、職員を加配するというのとか、人数を減らしてやるということはいいいことだというふうに思われてるというのを一つ、もう一度再度確認したいということと、あと県とか町単位で現状現職の先生を増やすというのはなかなか、金額もかかる、予算もかかるというふうに聞いているんですが、OBの方とか、実際今現職、現役でやられてらっしゃらない方とかにお願いするということも、やはり町単独事業として考えるには予算的にかなり厳しいというふうな見解でよろしいんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 先ほど申しましたように、少人数で教師がたくさんおれば、それだけ学習効果が上がることは間違いないと思いますが、果たしてそれだけでは子供がやる気にかくなるかならないかによって、それは学力の向上につながっていくと思います。ですので、少人数であろうが、多人数であろうが、本当に子供のやる気を起こすにはどのようなことに取り組むことが大事じゃなかろうかなあと思います。それは、やはりプロの教師がそういうことで一人一人の子供を見ながら、その子に合った指導をしていくということも大事じゃなかろうかなあと思っております。

それから、第2の質問で、町単独で教師というようなことは、やはり今のところ難しいんじゃないかなあと思います。再度申し上げますが、その一日の学習時間内でいかに教えていくかという、その時間の、生徒と向き合う時間を学校が工夫して、いかに多く持って、教師と子供が向き合う時間を多くして学習に取り組む工夫をしているところでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中教清志議員。

○中教清志議員 わかりました。

最終的には、やる気なんですけれども、やはり授業を聞いててわからないとかなると、そのやる気というものもなかなか難しいと思うん

で、最初におっしゃられたみたいに、わかるからやる気になるとかというところもあるかと思いますが、先生たちの努力も近くで見てるんですけれども、できれば人員を増やして、実際に先生が授業を進めている間に、わからなくてじっとしているとか、教科書違うとか開いて漫画描いてしまっているということもあるかと思いますが、そういう子をフォローしていけるような体制づくりをできればつくっていただきたいですし、そうなるように学習時間をしっかりととれて、わからないとこがない、授業中にクリアにできるように、先生等々と一緒にヒアリング等々かけて、しっかりと対応策を考えていただきたいと思います。済みません。これは要望になりますので、これで今の一般質問については終了させていただきます。

次に、満足のいく住民サービスの実行ができるのかということについてお伺いさせていただきます。

太子町は、行財政改革の効果を上げるために、集中改革プランとして定員管理の適正化に取り組まれて、16年、227人いた人員を平成28年までに40人削減するというふうな形で、職員定数及び人件費の適正化を図ってこられたかと思います。それはそれで評価できるものであるんですけれども、技術職の後継者の育成や職員一人一人の業務のキャパがマックスになり、住民への対応不足や体調不良、また生産性の悪い残業の増加など、行政サービスの低下も懸念されるのではないかと思っております。

もちろん、職員の皆さん頑張ってらして、やってるのも実際見てますし、そういうふうに思ってるんですけれども、新庁舎建設に向けてIT化や効率化、委託も含めた人員の適正化はよいと思うんですが、人口1,000人当たりの職員数が普通会計部門職員で4.8人という結果は、播磨町、稲美町など類似団体とは同等ではありますが、きめ細やかなサービスを行うのには少し少ないのではないかと思います。

今後の定員管理の適正化はどう考えているのか質問します。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 現在の定員管理計画は、平成17年度に、平成26年度までの10年間で40人の職員を削減することを数値目標に策定され、公表したものでございます。具体的には、平成17年度の227人から187人に削減するものです。そもそもこの計画は、退職者と新規採用者のバランスを勘案しながら、各行政部門においてサービスの低下を招くことなく職員数を削減しようとするもので、やみくもに数値目標を達成しようとするものではありません。

現計画の平成26年度の職員数187人は社会教育施設等の外部施設の民営化、指定管理者制度を織り込んでおりましたが、公民館、図書館、文化会館、歴史資料館について、それぞれの検討の結果、直営とすることが適当であるという現時点での結論に至ったことによりまして、その数値目標の達成は今のところ困難な状況となっております。

現在の職員数につきましては、決して余裕があるという認識は持っておりません。しかしながら、きめ細かい住民サービスを行うために、職員数を増やせば事足りるものではないというふうに考えております。

今後は、職員配置、技術職の任用等も勘案しながら、職員の資質向上を図るとともに、類団の職員数も参考にしながら、適正な定員管理に努めたいというふうに思っております。

○議長（橋本恭子） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 多分、いろいろ数字しっかり考えられた上でのものだと思うんですけれども、実際現場のほうからは何かそういう意見とか声というのは上がってきているような感じでしょうか、職員側からして。住民さんの声からすると、時折なんですけれども、ちょっと対応が遅れるとか、遅くなるとか、電話したときの対応がちょっとという声もあるんですが、実際僕一生懸命やられてるのは感

じてるんですけども、職員側から何かそういう話というのは上がってきたりもしてるんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 特にございません。

○議長（橋本恭子） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 わかりました。

何度も言いますけれども、別に僕は職員さん頑張ってるの本当に見てますし、自分自身もかかわる中で、すごい一生懸命やってらっしゃるなあというのと、あと行革の中で人件費を削減しているということはすごい評価できるものだということをまず再度お伝えさせていただいた上なんですけれども。数値に沿ってやってらっしゃると思うんで、単純に減らすことがいいとも思いませんし、また人間一人を雇用することで大きな経費がかかるということは重々承知なんですけれども。

そういうこともあるので、今すぐ極端に増やしたりすることがいいとも思わないんですが、役場での採用は太子町の雇用づくりにもつながると思うところも事実であると思うんですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 先ほども申しましたように、退職者と新規採用者のバランスを勘案しながら職員採用に努めたいというふうに考えております。

○議長（橋本恭子） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 そうですね。ぜひ、そういうバランスはとっていただければなあというふうに思います。

先ほど部長もおっしゃられてましたけども、余裕があるとは思っていないがということなんですが、僕も職員さんに別にゆったりしてもらいたいからというので人員でどうなんですかという話をしているわけではなくて、やはりしっかりと業務をこなした後、プライベートの時間で地域の活動に参加していただいたり、また自発的に勉強していただく

ことで資質の向上につながり、住民サービスに反映されるのじゃないかなあというふうに考えてますんで、先ほど部長が何度もおっしゃられてますように、適正化における職員数をしっかりと協議しながらモチベーションの向上、また職員数の質の向上に努めていただきたいと思います。

以上です。答弁結構です。これで終了させていただきます。

○議長（橋本恭子） 以上で中薮清志議員の一般質問は終わりました。

次に、福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 5番福井輝昭。ここ何日か雨が続いておりますが、きょうの昼のニュースでも県下で床上、床下浸水の発生が報道されております。本当に川の増水等十分に気をつけていきたいと思います。行政におかれましてもよろしくお願ひしたいところであります。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

1、斑鳩公民館の駐車場について。

現在、斑鳩公民館の駐車場は、通りを隔てて、塀に囲まれた斑鳩寺公園内であるが、太田、石海、龍田の3地区公民館はいずれも駐車場と隣接しており、斑鳩公民館利用者にとっては何かと不便ではないかと思う。

昨年度までは斑鳩公民館と隣接する斑鳩寺の駐車場を利用しておりましたが、本年度より駐車場は斑鳩寺公園内に移動したことになりますが、公園内に常時車が駐車することは、公園の趣旨、その利用形態から果たしてどうなのか。

また、斑鳩公民館には女性の事務員の方もおられます。冬場など日没が早いと、閉館時間の午後5時ごろになると暗くなり、外部から見えない斑鳩寺公園に駐車している方にとっては危険を伴う。また、車そのものにも被害が及ぶ可能性がある。

(1) 駐車場が移動した経緯は。

(2) こういう状況はいつまで続くのか。

(3) 何か解決策はあるのか。例えば斑鳩公

民館の移転等。

以上、3点についてお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） お尋ねの3点にお答えいたします。

まず1点目、移動した経緯というより、公園を指定した経緯でございます。

これにつきましては、斑鳩公民館の駐車場については、従来より斑鳩寺の御厚意により駐車場として使用してきたところです。しかし、御住職によると、近年お寺の参拝者が増えている傾向である。バスや自家用車の駐車スペースが講座生の駐車によって支障が出てきており、迷惑をおかけしているという状況でございます。したがって、障害者及び講座の講師以外の駐車については遠慮してほしい旨の要望があり、公園内に駐車スペースを求めたものでございます。

2点目、この状況はいつまでかという問題ですけども、他に適地がないために、公民館敷地自体を斑鳩寺に借地している限りはこの状態が続くものと考えております。

3点目、解決策でございますが、現状では参拝者の駐車スペースについて、バス以外は満杯になることはないと考えております。今後は、秩序ある駐車に心がけた上で、西側のフェンス沿い、幾らかであれば許可いただけるのではないかなと思っております。

また、お尋ねの公民館の移転につきましては、町有地に建設することは中・長期的な課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 ありがとうございます。

そうしますと、これは斑鳩寺さんの厚意で駐車させていただいておったと。契約によるものではなかったということですか。どうですか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 議員お尋ねのとおり、厚意によって大目に見ていただいております。

たというところでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 確かに、斑鳩寺さんの言うこともよくわかります。斑鳩寺の仁王門前に和らぎ広場がございます。そこで、私もそういうふうなところで当番制がありまして、そこで詰めたりしておりましたら、かなり遠方から、あるいは観光バスが入りまして、非常に参拝客が近年多いかなとは、それは十分わかっておりますが。

ただ、ここに述べておりますが、どうしても講座生の方、昨今車の利用者が多いかと思えます。当然、御不便に思っておられると思えますし、ここにも書かせてもらったんですが、冬場、あの塀に囲まれて、そこへまた駐車されてる方が、冬場の日没、5時ぐらい、そんな感じですけども、そこへ行ったり来たり、5時ごろぐらいまでおられて、そこへまた駐車場に、斑鳩寺公園内の駐車場に入っていくというのは危険がどうしても伴うんです。

改めてお伺いします。その辺のところはどうお考えですか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 公園内にも何カ所か街灯がございます。されど、議員おっしゃるように、本当に心配な面は心配でございます。そういった面では本当に何かいい解決策があればなあと思っておるのはもう事実でございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 先日、少しどんな状態かなということで見ましたら、斑鳩寺公園内の中に3台とまっておりました。八角堂の西側で、南の塀際、あるいは西の塀際のところにとまっておりました。人けはなかったんですが、公園ということなので、いろんな方がそこへ来られると思います。その中に子供さんもおられるだろうし、子供さんの場合でボール遊びなんかするようなことがあり得

るだろうと思うんですけども、公園内に車を駐車するために、出入り口のほうから入ってこられるときに、本当に注意が必要なんです。注意しても、本当に事故の可能性というのは拭えないように私は思うんです。だから、これをこのままの状態、まあまあ放置というような言い方はどうなのかあれなんですけども、これはちょっと私は、そういう考え方は少しどうなのかと。

これについて改めて御意見をお伺いしたいんですけども。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 先ほども申しましたように、適地がその周辺にないものですから、やはり駐車スペースの確保というのは困難でございます。やはり利用者の、せめて講座生等の公民館利用者にだけはきちっと安全に注意して、一定のルールに従って駐車するようにという指導をきつくしたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 よく言われますが、何かがあつてからというのは、これはもう絶対だめなので。中・長期的に考えるとおっしゃってられました、その移転のことにつきまして。中・長期的というような考え方、それはそれで行政の都合なんだろうけども、我々から見ておりましたら早急な対策を考えていただきたい。これは一つ要望ということでお願いしたいと思っております。

そしたら次、2番のほうに移らせていただきます。新庁舎の竣工、稼働に係る歩道及び沖代線について。

新庁舎の建設工事に先駆け、新庁舎予定地と隣接地の南側道路及び歩道の工事が行われる。新庁舎の竣工、稼働に伴い、現庁舎への人の流れ、車の流れが新庁舎へとそれが変わってくる。そうした中、スムーズな流れ、安心・安全な流れが確保されなければならない。

(1)新庁舎予定地の南側歩道は新しく整備

されるが、現庁舎北側の旧国道2号線の歩道で、現庁舎の前を通り、新庁舎予定地へ向かう場合に、鵜西の交差点寄りのところでは段差が生じたり、狭隘な箇所があり、自転車のすれ違いや車椅子の通行において危険がある。どのように対応を考えているのか。

(2)新庁舎予定地北側歩道には、バスの停留所跡で、歩道がかなり狭くなった部分があり、往来に支障がある。どのように対応を考えているのか。

(3)新庁舎予定地の東を通る沖代線であるが、わだちやマンホールふたと周囲とに段差を生じたり、ひび割れ、隆起、段差等が見られ、車によっては大きな音を発する場合がある。沿道や付近に住む人は不快に思われているのではないだろうか。新庁舎の建設工事また稼働に伴い、さらに交通量の増加が見込まれるところである。どのように対応を考えているのか。

(4)沖代線の歩道における段差や狭隘など、また車の進入口の傾斜など、やはり自転車とのすれ違い、車椅子の通行、電動の車椅子を利用されている方など危険がある。どのように対応を考えているのか。

(5)旧山陽道と沖代線の交差点、西側からの見通しが非常に悪く、車の走行、通学等注意を要する危険箇所である。信号機の設置を要望しているとのことだが、新庁舎の予定地のすぐ角に当たり、新庁舎が竣工、稼働すれば、人や車の通行量の増大が見込まれる。お年寄りや子供の横断等、安心・安全確保のためにも早期の信号機設置が望まれる。どのように対応を考えているのか。

新庁舎の竣工、稼働は、周辺はもとより、広範囲に人や車の新しい流れが形成される。当初においては、これらに伴うさまざまな状況が認められるだろうが、上記5項目について事前に対策、対応をどのように考えているのかお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、1点で

ございます。現庁舎北側の旧国道2号線の歩道の件でございます。

御指摘の県道門前鵜線（旧国道2号線）の南側の一部におきましては、歩道の段差及び幅員の狭い箇所があることにつきましては、国道2号バイパスの供用開始にあわせて、旧国道2号線をリフレッシュマイロードとして整備し、管理が国から県に移管されました。その時点におきまして、用地確保が困難なことにより、一部暫定整備状態となっております。

本町におきましても、現役場周辺をユニバーサル社会づくり推進地区に指定し、バリアフリー調査の上、策定した実施事業プランに基づき、県と町で事業分担を行いながら整備、推進に努めているところであります。

改善必要箇所につきましては、事業要望を行いながら、道路管理者であります兵庫県龍野土木事務所とともに、安心・安全な歩行者ネットワークの構築に努めていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の新庁舎予定地の北側歩道にあるバス停の件でございます。

現在、新庁舎敷地と東芝駐車場の北側歩道につきましては約2メートルの標準的な幅員であります。停留所のところにつきましては約1.2メートルとなっております。

新庁舎の北側バス停留所につきましては、神姫バス姫路相生線の廃止に伴い、現在使用されていない状況であります。今後新庁舎建設や社会情勢によってはバス路線の変更も否定できません。現在の停留所は現状維持する計画としております。

新庁舎の北側につきましては、駐車場と歩道とが一体利用できる計画として、安全面での対応をしております。停留帯の歩道幅員の拡張につきましては、今後歩行者の交通の動向を見ながら総合的に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

3点目、新庁舎東側の沖代線のことでございます。

沖代線につきましては、南北軸の主要幹線道路として、1日の交通量は約1万台を超え

る県道並みの交通量となっております。さらに、網干港からの大型コンテナの運搬経路となり、重量大型車両の通行が集中し、舗装や路盤などは現在の舗装仕様では既に耐えられない状況となっており、騒音や安全面からも改善の必要を認識しているところでございます。

近年、歩道のバリアフリー化などにあわせて、劣化の激しい箇所を重点的に順次舗装改良している現状でございます。本年度より、維持的な工事についても一定の条件のもと交付金対象となったことに伴い、路面状況の調査を行い、今後は調査結果をもとに改修計画を立て、計画的に道路の改善に努めてまいります。

また、現在事業を進めております龍野線や揖龍南北幹線の早期完成に努めながら、交通量の分散化もあわせて進めてまいりたいと考えております。

4番目、沖代線の歩道における段差や狭隘なところということでございますが、沖代線につきましては、太子陸橋の北側より老原の新幹線高架下までの区間におきましては、交通安全対策事業として、歩道の拡幅による自歩道化とセミフラット化によるバリアフリー化を進めてまいりました。新幹線より北側につきましては、新庁舎周辺整備事業と進捗を合わせながら、実施計画に基づき計画的にバリアフリー化に努めてまいりたいと考えております。

5番目の旧山陽道と沖代線の交差点の見通しが悪いことについてでございます。

旧山陽道の町道鵜旧国道線につきましては、新庁舎に来庁される方が増えることを想定し、現在新庁舎周辺整備を進めております。

新庁舎周辺整備事業では、鵜旧国道線の拡幅整備にあわせて、沖代線及び沖代線2号線との交差点隅切りの改良について、既に所轄警察や公安委員会との協議を終えて、工事に着手する予定でございます。

昨年度実施しました斑鳩地区の交通安全総

点検におきましても、通学路として交差点の安全対策が求められているところでもあり、既に信号設置要望をたつの警察に行っております。今後も、継続的に要望を行いながら、新庁舎周辺整備と並行して信号機の設置に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 本当に丁寧な説明で、十分理解できるところもあります。

実際に私も沿道に住まいする者で、そういった状況が日々よくわかるわけでございます。随分と本当に沖代線というのは、はっきり言って状況が悪いです。今、御説明ありましたが、1万台が通るといふ。それも大きな車が通るといふことで。私ら小さい車乗っておっても本当にかなりの音も出る場合があるといふことで、早急な対策は当然必要でしょうし、またこれは将来的にですが、都市計画道路の斑鳩寺線が全面開通すれば、その流れが入ってくるといふことで、ますます増えてくるのはもう間違いないことでございますけれども。

そして、それについて私のほうから何点か御質問いたしますが、歩道のあるんですが、進入口です、道路の、傾斜しております。――

――  
――  
――  
――  
――  
――

○議長（橋本恭子） 暫時休憩します。

（休憩 午後1時53分）

（再開 午後1時53分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続けてください。

○福井輝昭議員 そしたら、続いて質問変えてさせていただきたいと思いますが、同じ歩道なんですけども、鵜西の交差点の周辺で非

常に狭隘な場所があります。これは大方の方は御存じだと思うんですけども。では、その狭隘な部分ですけど、その状態自体もがたがたとしております。ちょうど、それもまた急な傾斜が入っているところあるんです。あれは随分前から、あそこを通る方はいろいろとおっしゃられる方がおりますが、新庁舎の建設に際して、そういうふうなところの手直しといふんか、改修といふんですか、整備といふんですか、そういうことは考えておられますか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 今おっしゃられているのは県道門前鵜線のことであると思えます。

先ほども申し上げましたけれども、道路管理者はあくまでも兵庫県の龍野土木事務所でございます。町からの要望については当然協議して決めていくことでございますけれども、まず旧国道の2号線から県管理になったときに、その改善についても県が一応地確保障しようといふような行動を起こしたけれども、残念ながらそれには至らなかったといふことで現状になっております。

今後も、町として県には安全・安心に歩行者ネットワークが構築できるよう要望を行っていきたいといふふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 先ほどの電動車椅子といふんでしょうか、その件については、福井輝昭議員の質問は削除にさせていただきます。

福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 何回も繰り返すような質問になるかも知れませんが、この現庁舎の東側ですけども、鵜の交差点です。それは、鵜の交差点の東側の歩道と現在のここの現庁舎の前の歩道というのは一体性があるように思います。連続性があるといふんですか。一部電柱などがありまして少し狭くなっている部分はありますが、一応フラットな形の流れではあります、鵜西の交差点の、今申し上

げてることですけども、鵜門前線ですか、今の部長がおっしゃった、そこへ行くにつれてはやはり狭隘な部分があり、そして鵜西の交差点の西の歩道についてはフラットになっているという。その続きに停留所跡の狭い部分があるということ。ただ、鵜西の交差点を境にして、そこで途切れてしまうような状況が新庁舎竣工、建設の場においても、そのままの状態、用地が買収されないということをおっしゃいましたけど、そういう状態がやはり続くのでしょうか。その鵜西の交差点寄りの狭隘の部分ですけど。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 何度も申し上げますけれども、管理者は、あくまでも県が持っておりますので、町でどうのこうのということはできませんので、そのことを県に要望するということでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 その件につきましては十二分に対応していただきたいと思います。あそこは本当に怖いところです。危険箇所と言っても差し支えありません。

それと、もう同じことでちょっとなんですけども、同じ信号の周辺で沖代線の部分です。はっきり申し上げれば、北から太子病院のところを通ってくる歩道です。ちょうど信号機に当たる部分ですけども、あそこは非常に狭隘で、がたがたとしております。そして、あそこから抜けるところはもう本当に傾斜があるんです。これも部長も御存じだと思うんですけども、その辺のところは改修というようなことはどうでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 沖代線と町道鵜旧国道線の交差につきましては、今拡幅整備を行っておりますので、その隅切り等については、土地の所有者もあることとございますけれども、できるだけ改良して、安全にできるように進めてまいります。

以上です。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 沖代線の老朽化ということで、いろいろこれから再整備というんですか、再舗装、これは当然していかなければならんと思いますが。

重複して申しわけないんですが、あの進入口の傾斜というのは、それも改良されるのでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） それは沖代線から各戸に入る部分のこととございましょうか。

（福井輝昭議員「そうです」の声あり）

当然、その歩道が少し上がっておりますので、各戸、空き地といいますか、そういうところに入るには傾斜がないと入れないということとございます。新幹線から南についてはバリアフリーになっておりますので、今後同じような形で周辺整備として行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 ありがとうございます。

バリアフリー化ということを私も本当に求めたいんです。

それから北へずっと上がっていくということとよろしいですか。その距離的にはどうでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 新幹線から旧2号線のところまでは周辺整備として行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 そしたら、一応旧2号線までは計画でやると。それ以後は予定はないという。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 現在のところ新庁舎までの沖代線につきましては考えておりますけれども、それより北については今の

ところ予定はしておりません。

以上です。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 ただ、何回も繰り返して申しわけないですけども、太子病院の角のあの部分については、しかし改修は考えておられるというようなことでよろしかったですか。

○議長（橋本恭子） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 2 時 01 分）

（再開 午後 2 時 02 分）

○議長（橋本恭子） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） ちょっと現場をもう一度確認させていただいて、危険なところであれば改良したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 十分よろしくお願ひします。これはひょっとしたら事故につながる可能性が非常に大きいところで、前々から私も思っておりますんですけど、いよいよ新庁舎ができるということで、それにあわせてお願ひしたいなと思っておりますところでございます。

それと、信号機の設置のことですけども、これ確認させていただきます。そしたら、新庁舎の竣工の折には信号機はつくというふうに了解してもよろしいでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 今、警察のほうに要望出しておりますので、竣工までにつくという確約はとれておりません。

以上です。確約はとれていません。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 ちょっとしつこいようでごめんなさい。

私もあの通りは本当に怖いですが、実際。車の場合は割と何とか行けるんですけど、歩いて渡る場合、これ子供やお年寄りはずごく危

険を伴います。こうこうひっきりなしなんです、南北が。だから、いよいよこの 9 月から道路の工事が始まります。そして来年、一応めどは 3 月、26 年 3 月になっている。そういうようになれば、余計にあそこは通りやすいから車は通ろうとする。当然、道路の隔壁が落ちて、歩道も拡幅されます。非常に通りやすくなる。もうそういう条件よくなればなるほどあそこは危険だなと私思います。だから、単に要望してるのではない。これはこういう意味でこうなんだから何とかやってくれというような形で、要望というよりは、どうなんだというような形でいいと思います、私は。そういうなことで、お願いするというのはなんですけども、そのように考えております。お願いいたします。そういうことで、いろいろと……。

○議長（橋本恭子） 暫時休憩します。

（休憩 午後 2 時 05 分）

（再開 午後 2 時 05 分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福井議員、それでよろしいでしょうか。

○福井輝昭議員 以上で結構でございます。ありがとうございました。

いろいろと申し上げて申しわけなかったかなと思いますが、危険はできるだけ回避したいと思っております。よろしくお願ひいたしまして私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（橋本恭子） 以上で福井輝昭議員の一般質問は終わりました。

次に、平田孝義議員、一般質問席にお願ひします。

○平田孝義議員 こんにちは。日本共産党の平田孝義です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず 1 点目、核兵器廃絶と住民の暮らしについて。

原水爆禁止の訴えと平和を願ひ、今年も全国都道府県の 8 割を超える自治体を通りました。約 10 万人が参加しており、北海道、北

陸、日本海、太平洋、四国、九州コースをつなぎ、今年の太平洋コース行進は東京夢の島を5月6日に出発しており、太子町の庁舎到着は7月14日であり、数えて75日目でありました。太子町は2010年8月、議会議決により、非核宣言のまちとして3年目を迎えております。行事として、戦争で命を落とした方々への御冥福を祈り、戦没者追悼式など長年にわたり開催しており、これはこれで本当に当然のことだと思っております。

そこで、5点に分けて質問させていただきます。

まず1点目ですが、太子町の小・中学校における平和に関する教育について、具体的にどのような内容、また内容の中で映画、資料、またそういった講話などカリキュラムで実施されているのかといった1点と、修学旅行などの機会に広島、長崎の原爆資料館、また沖縄などの戦跡の見学を通じ、平和のとうとさを体験させているのか、この1点と、また2点目は、核兵器全面禁止国際署名で町長、議長のアピール署名など、平和市長会議にも参加しておりますが、どのような思いから署名され、また市長会議の参加に臨んでおられますか。これが2点目の質問であります。

3点目は、今年の国民平和行進では町の代表の方の挨拶がなかった。これは太子町へ東京から参りました方が、また周りの太子町の皆さんも同感でありまして、太子町は非核宣言のまちとして調べてきたということで東京の方も言っておられ、また太子町も非核宣言のまちであるのに、なぜ挨拶がないのかといったことを言われました。そういった、どういう理由で今回出れなかったのか。

それとまた4点目、非核宣言を行ってから今日に至るまで、これも何度も私は議会で問うておりますけど、庁舎など公共施設に立て看板、またそれなりの垂れ幕など、対外的に目に見えるようなPRがなされていない。具体的な取り組みを問います。

5点目で、これもいろいろと暮らしと核兵

器というのは結びつきます関係上、太子町に対してお聞きしたいと思ひまして。他の自治体も財政的に同じような大変なことと思っております。核兵器廃絶に逆行して、軍事力強化による軍事費拡大は国家予算にお金がかかり、私たち国民、いわゆる町民にとって必要とする、暮らし、医療、教育など大きく影響すると思われませんが、国の予算、この件について太子町としてどのようにお考えでしょうか。

この5点に対して回答をいただきます。お願いいたします。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。平田議員の平和教育について具体的にどのような内容で実施されているのかということについてお答えさせていただきます。

各小・中学校では、国語、社会、道徳などの教育課程の中で、発達段階に応じて指導を行っております。

例えば国語科では、小学校3年生の「いちちゃんのかげおくり」、4年生の「一つの花」など、戦争体験を題材とした作品を取り上げております。

また、社会科では、戦争は人々の暮らしをどう変えたか、平和を守るためにどんな努力をしているかなどの学習を高学年で、中学校では歴史学習や日本国憲法の学習を通して平和学習を実施しており、小学校から中学校まで教育課程に位置づけた指導を行っております。

また、修学旅行においては、今年度太子西中学校が沖縄を訪れました。現地ではグループ行動で、自分たちで行き先を決定しますが、道徳や社会科の事前学習で平和の大切さを学習し、多くの生徒がのじぎくの塔や島守の塔を訪れ、現地の方々のお話を伺うなど、平和の大切さを学習できる絶好の機会となったと聞いております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 2点目でございます。

すが、核兵器は、“和のまち太子”を目指す太子町、そして世界において、平和で安全・安心に暮らし続ける人々の権利を脅かし続ける存在以外の何物でもありません。人類共通の願いである真の恒久平和に向けて、非核三原則の遵守、核兵器の廃絶を強く願うとともに、平和を愛する社会の実現に取り組みたいと考えております。

3点目でございますが、本町にお越しいただいたのは日曜日でしたが、あいにくその日は町長、副町長ともに国会議員との懇談会など他の公務に出かける必要が生じました。今年の平和行進に出席することはできなかったものでございます。

それから4点目でございますが、看板や垂れ幕のような目に見える形で非核化や平和に対する思いをPRすることも大切な取り組みであります。しかしながら、本町におきましては、戦没者追悼式の開催や、戦争の悲惨さを知らない小・中学生を中心に、平和のとうとさを伝える平和教育の充実など取り組みを進めております。

5点目でございますが、平成25年度の国の防衛予算は、尖閣問題や東日本大震災を受けて、即応能力の強化などを図るため、11年ぶりに前年度を上回っているというふうに聞いております。

確かに、景気の低迷が続く中で防衛予算の割合を高めることは、他の行政経費に影響を及ぼすものでありますので、その動向に留意するとともに、地方行政の適正な運営に必要な財源の確保についての要望を地方六団体を通じて行ってまいりたいと考えております。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今、1項目から5項目、回答いただいたのですが、1点目の教育委員会の回答ですけど、被爆体験の検証による、言うたら長崎、広島、原爆投下、それに対する資料館のほうは行ってないと。沖縄のほうでの戦跡の後、そういった方との、人との触れ合い、そういったことで勉強したと言っておられますけど、もう本当に今太子町におい

ても子供たちの教育、そういったことが大切じゃないかなと思うわけで、言われるのは、戦争を経験された方々がだんだんいなくなる中で、教育としてやっぱり子供たちに命のとうとさ、そしてまたそういった体験などを知っていただくというのは大切じゃないかなと思います。

それと、今年も原水爆禁止大会総会に例年どおり私もまた参加してまいりました。非核平和都市宣言のまちとして、静岡県湖西市、また岐阜県瑞穂市の両市長が大会に参っておられ、そして核兵器に対する思いを総会で述べられておりました。今までにこのような各自治体の市長が来て述べるということはまづなかったんです、今までは。長崎市長とか広島市長だけでしたけど、本当にこの方たちの考えとして、次の世代を担う若い人たちに平和社会の定義と忘れかけた戦争への恐ろしさを語り継ぐ活動をさすため、またそういった推進をさす思いから、長崎へ中学生を同伴して、この大会に参加してまいりましたと、こういったような訴えがございました。そういった中で、以前からしたら随分この核兵器の世界大会は変わってきたなど。平和に対する思いをそろそろ表に出していただかなければいけない。住民の平和と安全・安心を守りしていただく思いというのはありありと出ております。

先ほど総務部長から平和に対する思いの中で、確かに言葉尻の中では平和に対するそのことは大切だと言われ、また平和の立て看板、懸垂幕など幾ら掲げても必要はないんじゃないかというような発言でしたけど、“和のまち太子”とか、誰もが安心して暮らせるまちとかよく言われます。私いつも思うんですけど、総工費35億円も予算を上げられて、今度新庁舎建設が進められようとしております。このことが行政の配慮で、本当の平和に対するこういったことの予算が上げられないのか。先ほども言いましたように、この上げられない何か理由があるのか。それとも、そういった気がないのか。それとも、いつも私は

共産党の議員としてこの要望しております。私がこれを言うからやってくれないのか。これは太子町の平和を願う人たちと3年前にこの議会で採決されたことじゃないかと私は思っております。それを対外的に訴えていただけないということ、本当にどうなんでしょう。町長もその当時議長されておられ、ほいで採決されたと思うんですけど、町長、これどうなんでしょう。前にもちょっとお聞きしたんですけど、一言ちょっとその回答いただきたいんですけど、お願いいたします。

○議長（橋本恭子） 町長。

○町長（北川嘉明） 前回も私この場で同じことを答えさせていただいたと思いますが、懸垂幕やそういった看板を立てるのが必ずしもこういった今平田議員がおっしゃることにつながるとは思っておりません。先ほど総務部長がお答えしたように、太子町はそういったような取り組みで進めてるのが過去からの現状でありますので、そのところは御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 あるのとないののは内外的にも平和意識が随分違うのじゃないかなと思うんですけど。核兵器廃絶への自治体の賛同が広がっている中で、原水爆禁止2013年大会で寄せられた自治体、首長さんのメッセージも随分増えております。それにまた、非核平和自治体数は兵庫県でも37市町、それに平和市長会議加盟自治体でも32市町が入っております。そういった中で、姫路なんかでも各所に行ったら、平和を大切にしようとか、そういった看板も上げられてます。そういったことをぜひやっていただきたい、そのように思うわけであります。

それと、最初ちょっと話しときたかったんですけど、この核兵器廃絶の運動は何から始まったかと。そういう中で、ちょっと御理解してないんちゃうかなって僕思うんですけど。この大会は、いわゆる今から55年前といった中でこれ核兵器廃絶の大会が始まったんです

けど、私さっきから命と暮らしということをはひつけて話をしてるんですけど、本当に核兵器廃絶をしなくては大変なことになると。それと、軍事強化による軍事費お金がかかるのではということで私言いましたけど、確かに国の施策であって、この行政がああだこうだと言えないも、これは百も承知しております。原水爆禁止運動は、核兵器廃絶はもちろんのこと、平和で安全で繁栄した公正な世界を目指すもので、軍縮を達成できれば、貧困、飢餓、病気など大きな世界的な脅威を解決するための資金を解決できます。

そういった中で、暮らし、医療など予算が組める、また新聞等で報道されておりますが、ここで少し聞いていただきたいのは、被災地の宮城県松島で塩水がかかった自衛隊機6機修理するのに800億円も使っているんです。いまだ復興が遅れている福島の人たち、子供たちの医療費無料化を願っているのに、このお金は100億円あれば可能なのに、それすらできない。軍事優先はどうですかということで僕は訴えた、総務部長にお願いしたんですけど、先ほどの回答ですから、そのくらいのことしか考えてないんだろうと、もう私はそう思いました。

それと、軍事費問題でかなり予算も費やしております。今、日本の経済、それに私たち町民の国民健康保険とか、介護保険とか、そういうことに対しても影響してるわけなんです。次の質問でさせてもらうんですけど。

そういった中、教育委員会ももとより、先ほど冒頭に言いましたけど、今後子供たちに対する教育というものをまた考えていただいて、どのようにこれから子供たちに教育していくのか、そのことだけちょっと教育長聞きたいんですけど、お願いいたします。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。先ほどもお答えしたように、学年に、年に応じた内容で、子供たちに平和のとうとさと、戦争の悲惨さと、そして戦争の無意味さを継続的に教えて、将来日本の平和、または世界の

平和につながるように努力してるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 そのようにやっていただきたいなと思うんです。今は、北は北海道、南は沖縄から、その土地の地方の代表の方が子供たちを原水禁大会総会に連れてきておられるという、もうそういう時代に入ってきました。

そういう中で、この間の大会も大分の女子高校生の方々が長崎駅前です署名運動なんか、そういった署名活動を教員と一緒にやられるという、そういう姿もあるわけなんです。

そういった中で、平和教育は子供たちにとって平和のとうとさ、また戦争、原爆の恐ろしさ、命の大切さを学ぶ上において価値のある教育だと思っておりますから、どうか教育長、これからそういった教育もどんどんやっていただいて、太子町の皆さんの平和の願いを子供たちに託していただきたいなと思います。

それと、この原水爆禁止大会の事の始まりは、1945年8月6日、広島、9日に長崎と投下された原爆のこれ9年後に、いわゆる1954年3月1日未明、中部太平洋ビキニ洋上において、アメリカの水爆実験によって大量の放射能がマーシャル諸島や周辺、操業中の日本船団に降り注いで、汚染マグロが東京へ輸入された。日本船団の数は、あのとき856隻だったと記憶しております。被曝船では、忘れもしない、あの第五福竜丸、これぜひ思い出していただきたいなと思います。大量の船乗りの方は被曝調査も補償もなく放置され、ビキニ環礁では今も放射能の汚染のために島に住めない、そういったことを余儀なくされています。これも今、日本の福島のことじゃないかなと思うわけであります。その翌年、1955年、実験の抗議に立ち上がった人たちが集められた署名の数が3,200万筆です。当時の有権者の5割を超えていたと。ほとんどの自治体、当時の自民党、社会党、共産

党、挙党一致で第1回目の原水爆禁止大会が開かれております。今日まで、それが58年間続いております。

そういったことから、総務部長、お願いしたいのは、本当、太子町の行政の最高部署におられる方ですから、平和に対し関心はあるように思われますけど、先ほど言ったような対外的にすることはできないと。これも国とか県に気を使つてのことか、ちょっとわからないんですけど、そういうことも今後考えてください。もう一度お伺いします、総務部長。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 私が答弁できるのは先ほど申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 総務部長はそのぐらしか答弁できないということでありますから、町長か副町長、どうでしょう、お願いします。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど来から出てますけど、総務部長から答弁した内容のとおりだというふうには考えております。

平田議員がいろいろおっしゃるのも十分わかります。理解もします。太子町の場合は“和のまち太子”、簡単に言えば仲よくしなさいということだと思うんですけど、それを子供のときからそういう教育を進めてる中でございますので、大きく世界的なことを言えば、そういう核兵器の全面禁止とかいろんな意味で、それに反対するものではございませんが、私は、ちょうど聖徳太子様ゆかりのまちで育ておりますので、“和のまち太子”の和をもってとうとしとなすという精神でもって教育も進めていけば、それが大きく広がっていけば、そういう戦争反対、その辺のところに行き着くのではないかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 副町長から立派な回答いた

だきまして、ありがとうございます。

先ほど出迎えの件なんかも、ちょっと事情があつて出れなかったということをお聞きいたしました。そういう中で、今後のことなんです。そういうことは事前に話があることだし、できれば今まで副町長や総務部長が出ておられました。それ出れなければ、やっぱり課長という職責のある方もございますから、そういう人にやっぱり出てもらうということも必要じゃないかなと思うんですけど。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 申しわけありませんけど、私は部長職として平成10年から町長公室長という立場でおりました。その時分から、仕事がない限りは必ず出ておりました。今回は播磨臨海道路の関係で麻生副総理が姫路にお見えになるということで、関係市町のところで出席をしなければならなかったために出席できない状況でございました。

先ほど課長ぐらいはというような表現でございましたが、企画政策課長はちゃんと出ておりましたので、そして後片づけもして帰ったと報告受けております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 確かに副町長は以前出ておられたことも、ずっと私も見てるんです。ただ、企画の課長がおれば、当然出迎えの挨拶ぐらいしていただけたらなと、そういう。何かというのは、太子町立ち寄りの報告なんかも必ず東京で、委員会とかそういうことが終わった後、また事前の話、それに向けて太子町の名前も出ます。そういった中で、太子町は非核宣言のまちであるのに、なぜかなということも言われたんでは、やっぱり自分らが非核宣言のまちとしてやられとんの、何かおかしいやないかと言われるのはちょっと、そういうことも嫌でしたもんで、私は一度質問に立ってお願いしたわけでありました。そういうことで、ぜひ今後そういうことないようをお願いしておきます。

それでは、そういった中で、まあ言うたら

核兵器運動と私たちの暮らし、直結したということにもつながるんですけど、2つ目の質問をさせていただきます。

国民健康保険、介護保険、高齢者医療についてであります。

太子町民は大変厳しい社会経済環境にあります。年収100万円から200万円以下の低所得者が多く含まれております。安倍自公政権は景気回復、経済立て直しを図るため、アベノミクスという一部大企業、お金持ちだけが利益を得る施策を進めてる一方で、社会保障と税の一体改革を進め、消費税増税など、年金支給率の継続的な引き下げを強行しております。国民健康保険、介護保険、いわゆるそういった高齢者医療の負担など、太子町民は二重三重の高負担に見舞われようとしております。このようなときだからこそ町民の命と暮らしを守ることは自治体行政の最も大切な仕事であります。

そこで、質問をさせていただきます。

1点目は、政府は国保の財政運営主体を都道府県に移行する広域化を進めようとしておりますが、国の目的は市町村による法定の税金投入をとめさせる方向であり、今後国民保険の上昇と、それに伴う滞納者が増え、差し押さえ等も増加し、病気になっても病院に行けない人たちがこの太子町にでも多く生まれると考えております。この政府の施策について、どう考え、このような問題が発生した場合、太子町としてどのような対策を講じるのか。

それと2点目ですが、県は行革で福祉医療助成の削減にあわせて、補助金のカットを収納率で市町への交付金を差別していると聞いたことがあります。今現在あるのか。この件についてどうなのかお聞きいたします。

それと3点目ですが、介護について、国は利用料の値上げや要支援1、2を介護保険から外し、地方に委ねようとしておりますが、太子町の介護施策に与える影響と、利用料減免制度について太子町の見解はどうか。この件について、今後太子町としても国、県の動

きにより大きく関連する関係上、質問をさせていただきます。お願いいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） まず、1点目でございます。去る8月21日、内閣において、社会保障制度改革推進法の規定に基づく法政上の措置の骨子、いわゆる社会保障制度改革のプログラム法案が閣議決定されました。これにより、国民健康保険の運営を都道府県へ移行することにより、財政基盤の安定化、保険料に係る国民負担の公平性確保等が示されたところであります。

今後どのような形で制度が改革されるのか、具体的な姿は現段階では明らかではありませんが、保険税に関して申しますと、今まで市町独自で設定していた税率について、県下一定基準に基づく税率の設定が検討されるのではないかと考えております。

その結果、本町にとって税率が上昇するのか、あるいは下がるのか、これは今後の議論を待たなければなりません、その一方で、閣議決定されたプログラム法案では、低所得者の保険料負担を軽減する措置について検討、必要な措置を講ずることが明記されています。

よって、国保保険者の都道府県移行が国税滞納者の増加や、さらには病院に行けない方々が多数発生することには直接には結びつくとは考えておりません。

今後増加する医療費の給付を安定的に賄うためには、国民健康保険税により、被保険者の皆様からも必要な給付に応じた保険税をいただくことはやむを得ないことと考えております。その一方で、低所得者に対する保険税の軽減措置につきましても、本町においても国の基準に準じて実施していきたいと考えております。

いずれにしましても、今後の国会等での議論の行方を注視してまいります。

2点目でございます。収納率についての減額につきましては、国の調整交付金において本来5%の減額がかかる収納率でありました

が、平成22年度より国から都道府県の広域化支援方針策定に収納率の目標設定をしている場合は、当分の間は減額しないこととされており、兵庫県はこの指針を策定しているため、本町では現在のところ収納率による減額はされておられません。

続きまして、3点目の介護でございます。

政府の社会保障制度改革国民会議が8月にまとめた報告書は、全世代型の社会保障を打ち出すとともに、医療や介護、年金、少子化対策の各分野でさまざまな改革案を示されております。

介護保険制度については、利用者が予想を上回るペースで増え続け、財政を圧迫する問題への対応が提案されております。しかしながら、要支援向けサービスを市町村事業に移す改革案について、財源は介護保険の財源を使う、変わらないように議論するとの田村厚生労働大臣の発言がございましたように、まだまだ未確定の部分が多く、今後その動向について注視してまいります。

太子町の要介護認定率は全国平均の16.8%に比べ15.3%と低く、高齢化率は同じく23.3%に対し21%と、太子町は全国平均よりも遅く高齢化が進んでおります。これから75歳を迎える団塊の世代に対し介護予防に力を入れることで介護保険料の抑制につながると考えられることから、寝たきり状態をできる限り回避し、高齢者の生活の質を向上させるための支援に力を入れることが課題であると認識しております。

また、保険料の減免制度についてですが、介護保険制度は介護を社会全体で支え合う制度であり、保険料を支払った方に必要な給付を行うことが前提です。また、保険者は低所得者への配慮ができることとなっております。しかし、国においては、低所得を理由に、第1号被保険者の保険料について、収入のみに着目した一律減免、保険料の全額減免、保険料減免の分に係る一般財源の繰り入れといった方法により減免を実施することは適当でないとの考え方があります。

本町では、第5期介護保険事業計画により、保険料の軽減につきましては、負担能力に応じて保険料を軽減する観点から、7段階9階層とし幅を広げ、特例第3段階を新たに設置し、所得に応じた負担となるよう取り組んでおります。27年度よりの第6期介護保険事業計画の策定に当たっても同様の考え方でもって取り組む所存でございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今、部長に回答いただきまして、2点目の件は理解いたしました。

それと、確かに今国の動きはわからない、そういった中での質問であって、部長の回答いただき、理解得たのですが、ただ今後の太子町のことを思えば、何が起きないかを言った中で、前に進めて考えていただきたいなあという思いから私は質問しているわけで。

兵庫県県政の資料を見ますと、国民健康保険加入者の平均所得は、85万円あったのが1998年以降下がりが続けて、現在では平均所得が65万円を切っております。下がった所得に反比例して、保険料は1人当たり6万8,000円から9万円へと上がっております。これは確かに高過ぎる保険料です。お年寄りが増えてのことだとは考えますが、これから先、滞納で差し押さえも増加と聞いております。といった中で、これはもう当然県のデータですが、滞納、差し押さえが増加される2007年ですか、8億6,000万円、滞納件数が1,660件。それと、これは2010年までのデータしかなかったもので、17億7,000万円、それに滞納件数が3,654件という、3倍近く増えております。それと、県の保険事業費の補助金、2002年は14億円あった金額が今では6億2,000万円まで削減されておりますが、このような現状だから確かに地方も大変だと思います。それと、県内の介護保険、平均基準が月額4,972円。例えば年金収入が月5万円の人でも、保険料だけでも月2,500円。一番所得の低い第1段階の利用料、もう上限額が1万5,000円、収入が5万円、保険と利用

料で2万円近くのお金を使うと。こういった方はどうやって生活できるのかなあという中で質問したわけで。

ほいでまた、太子町のほうも国民健康保険に関して、昨年のこれも2012年度、自治体アンケートを見まして、調べた結果、国民加入世帯数が4,522世帯、加入人口数が8,173人で、滞納世帯が365件と記されておりました。それに、加入世帯、所得割が世帯数で100万円未満の方が1,966世帯ですか、これが43.7%を占めております。それと、100万円から200万円以下の世帯が1,216世帯、27%、いわゆる合計で全体の約70%を占めております。これが太子町の現状です。

本当にこれ広域化したりした場合、問題が生じないのかなあという心配がありまして私質問しておるんですけど、この件、部長どうなんでしょう。ちょっとお伺いいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） この秋に国会に提案されますこのプログラム法案ですが、今まで経験したことがないような急激な未曾有の高齢社会に向けて、私たちの孫、ひ孫の世代にツケを回さないという、現在の私たちが負担できるものは負担しようという趣旨で提案されたものと考えております。

個々の部分を見れば、給付サービスが下がる、あるいは保険料等の負担が増加する等のケースが生じるかもしれませんが、しかしながら将来的に太子町住民に対して必要な社会福祉サービスが安定的に供給される体制が保証されることこそ太子町住民にとっての大きな利益であろうと考えます。その視点で考えた場合、現在の社会保障制度の議論は、財政基盤の安定化など困難な課題にも回答を導き出そうというものでありまして、私は決して否定的には捉えておりません。

しかしながら、その一方で、低所得者、生活弱者と呼ばれる方も現実としてたくさんおられます。社会保障改革国民会議の中でも低所得者等への配慮、保険料軽減等が明記されておまして、その方向で法改正がされるも

のと思われますが、今後とも国の動向等を強い関心を持って見守ってまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 何度も何度も同じような質問させてもらんですけど、最後に、太子町内でよく聞く話なんです。年金は下げられ、今年は本当に国民保険を見たら、その通知書ですか、見たらよく増えてたなあと驚いたという方が多くいます。町民に見えないところでどんどん、必要とする暮らし、医療など国庫予算が削減されて、それに追随し、また県も削減、低所得者にとって大変な時期を迎えております。国内で1日に82人ですか、年間3万人の方が生活苦で、またそういった病気等によって、所得等、鬱状態の中で、自分で自分の命に手をかけるといった人たちが多くいられます。

そういった中、また民医連の告発で、ちょっと聞いたんですけど、助かった命もお金がなく診療遅れで58人亡くなったと。それと同様、今後こういうことも考えられるんじゃないかなと。あなたの年収では残念ながら治療法がありませんと、こういったこともあり得るんじゃないかなと、こういう話を聞いてみたら、といったことで考えられます。

そこで、国民保険税に関する太子町の、先ほど部長が言われましたように、減免に関するお話とかということもお聞きいたしました。そういった中で、失業者の方もこれからまたますます増えるかなあと。また、それに対する事業の休廃止など多くなる可能性もあると思います。

そこで、町民のため、行政の立場からして、いち早く国、県への要望書など対応と対策を考えていただいて、そして国への追随型でなく、責任を持って町民の命と利益を守っていただきたいと私は思ってこの質問させていただきました。どうかそういうことを念頭に置いて、今後国民会議でありました内容をよく検討しながら、太子町民のために考えて

いただきたいなあと私は思います。

これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本恭子） 以上で平田孝義議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後2時53分）

（再開 午後3時09分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、質問をさせていただきます。

1、農業に対する病虫害防除対策を町民に知らせてはについてお尋ねします。

（1）水稲における病虫害の発生状況をどう把握しておられるか。

（2）水稲の病虫害防除対策事業について本町の考えは。

（3）スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）は最近町内で爆発的に個体数を増やしているようですが、対策を広く広報してはどうか。

（4）水稲以外で本町の病虫害防除対策についての考えをお尋ねします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） それでは、第1点目でございます。耕作者からの連絡及び町としましては、揖龍地区農業共済事務組合、また県龍野農業改良普及センター、兵庫西農業協同組合及びたつの市と協力して、毎年7、8、9月に、太子町とたつの市の数カ所の水田について現地調査し、把握に努めております。

今年度実施した調査では、揖龍管内の害虫についての発生は平年より少ない傾向にありますが、いもち病の発生が若干多く見られている状況でございます。

昨年の農業共済による被害の認定については、太子町の龍田地区において、病害による生育不良が1件、台風による風水害が2件の

合計3件被害を認定されております。

2点目でございます。先ほど答弁させていただいたとおり、関係機関によります7、8、9月の現地調査の結果に基づいて、病害虫の発生状況や対応、管理ポイントを掲載した稲作情報を発行し、太子町役場産業経済課の窓口に設置しております。また、この情報紙は兵庫西農業協同組合より各農区長へ送付されております。

今後におきましても、予防対策として、広報紙やホームページ等でのお知らせを検討してまいります。

続きまして3点目、スクミリンゴガイについてでございます。

スクミリンゴガイについて、ジャンボタニシでございますけれども、増加していることは関係機関から情報を得ており、田植え時期には稲を食べてしまい被害が出る場合がありますが、今の時期になれば逆に雑草を食べ、除草してくれる役割があると聞いておりますが、大繁殖した場合は、食べるものがなくなると水稻を食いあさるので駆除が必要となります。

駆除の方法は、水路からの入り口に網を設け、貝の侵入を防ぐ。また、水稻の育成中にはゴム手袋をして捕獲する。また、水田の水際にやわらかい野菜などを置き、貝がその周辺に集まってくるので一度に捕獲をする。また、ふ化前の卵の固まりを水中に落とすと卵は腐り、死滅します。また、水稻後は冬期にトラクターで耕うんし、貝を潰したり、冬眠中の貝を寒気にさらすことで死滅させることができます。

県の龍野農業改良普及センターや兵庫西農業協同組合等の関係機関と協議し、対策が必要と判断される場合には、対策方法を農区長にお願いするなどして対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

(服部千秋議員「4番は」の声あり)

○議長(橋本恭子) 4番。

○経済建設部長(堂本正広) 済いません。

水稻以外の農作物については、非常に多岐にわたりますので、農家より相談等があった場合には、その事案に応じて対応させていただきます。しかしながら、専門知識が必要な場合には、龍野農業改良普及センターや兵庫西農業協同組合等の関係機関と連携して対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(橋本恭子) 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今、対策とかお話しになりました。おっしゃったことは私も調べましたが、ネットで見るとおっしゃったようなことがずっと書いてありましたが、なぜこれ質問させていただいたかといいますと、私は東南に住まわさせていただいておりますが、村の方でも複数の方がもう一生懸命それをとっておられまして、対策についてJAさんに聞かれた方とか、JAではこういうのを紹介されたんだとか、いろいろありまして、これ質問した趣旨は、今農業共済ですとか、また県の機関がという言い方ではあるんですが、もう少し町としても、それぞれの役割ももちろん農業共済にもあり、県の機関にもあるわけですが、広報していただけたらなというふうに思ったので、させていただきました。私も農業共済のほうの議員をさせていただいておりますので、今部長のほうの御説明になった内容は存じておりますけれども、私の気持ちとして、町においてももう少しこういうことについて、方法を別に限って申してるわけじゃないんですが、何かもう少し積極的に言っていただけたらなと思って聞いてますけど、その辺についてはいかがですか。それだけお願いしたいと思います。

○議長(橋本恭子) 経済建設部長。

○経済建設部長(堂本正広) 揖龍地区農業共済組合とか県の普及センターと共同しまして、そういう情報については太子町のほうでも把握するとともに、広報等通じて農業されてる方に伝えたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 なぜ申したかといいますと、農業共済のほうの方針でこういうことをたつの市及び太子町でという、あ、このことではない、今の本件ではありませんが、やろうということについて調べたときに、太子町ではその広報がなされていなかったことが過去にございました。ですので、本町においても抜かりのないように、積極的に農業される方に情報を提供していただきたいというお願いしておきますので、よろしくお願いします。

2点目ですが、西はりま消防組合の現状はについてお尋ねします。

4月に発足した西はりま消防組合について、設備や消防機器（車両等）設置の動きはどのように進みつつあるか。その動向について町が把握してる内容の説明を求めます。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 平成25年4月1日から、相生市、たつの市、宍粟市、太子町、佐用町で構成される広域消防として西はりま消防組合が設立されました。

西はりま消防組合が推進している事業は、管轄する3市2町の住民の安全・安心な生活を確保するため、平成28年4月までに、消防現場に欠かすことのできない消防救急無線のデジタル化並びに現在運用する4消防署の指令センターを消防本部に統合し、消防救急活動が効率的かつ災害発生時に組織力を持って迅速確実に対応できるよう、消防無線のデジタル化並びに高機能消防緊急通信指令システム整備計画を進めています。

高機能通信指令システム、これデジタル無線化も含めての事業でございますが、平成25年度中、本年度中に実施設計を行いまして、平成26年、27年、2カ年にわたって指令センター室の改修、また通信指令システムの設置工事、デジタル無線の基地局、移動局の整備工事など順次行いまして、平成28年4月に運用開始を予定しております。

次に、車両の整備計画でございますが、西

播磨地域消防運営計画で提示されております車両の更新基準でございます。これは年数及び走行距離を目安にしたものでございますが、これによりまして損傷、摩耗等の劣化の度合い、性能の低下、財政状況も勘案して整備してまいります。

なお、太子署における11台の車両については、本年度の更新予定はございません。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 無線のことについては言われていますが、これ広域化したときのメリットとして無線のこととか、はしご車とか、そういうことも当時出ていたわけですが、はしご車、今いつとか、そういうことお触れにならなかったわけで、もしかしたら決まっていないのかもしれませんが、できるだけデメリットのところを小さくしていただいて、メリットをうまくやっていただくようお願いするわけでありましてけれども、このメリットの点について、今後こういうふうにやっていくんだとか、これ以上何かここと言えそうなことはありますか。なければ結構ですが、あればお願いします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 今回の整備事業でございますが、やはり一番メインとなります消防の救急無線デジタル化事業でございます。この事業によりまして、従来のアナログからデジタル化されることによって、秘匿性といえましょうか、情報が漏れないように、患者さんの傷病等の情報等が保護される、非常に強化されるということ。また、消防救急車両の位置情報や水利情報、また画像情報などの多彩なデータが活用できるようになるということ。また、無線のチャンネルの増加が図れるため、増大する消防救急活動に対し、対処しやすくなるという、こういうふうな大きなメリットがございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 広域化後、本町、太子町に

おきまして、例えば救急車とか利用されたい方がおられた場合に、広域化する前と今では時間に差とかあるのか、それとも変わりはございませんか。それを確認させてください。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 今回の広域化につきましては、この4月1日から3年間に つきましては、現状の太子消防署の消防署員数並びに車両等の設備関係は一切そのままの状況ということを知っておりますので、この消防救急に対する対応時間とか、その他詳しい数字は聞いておりませんが、恐らくその辺の条件は広域化前と何ら変わっておりませんので、そう大きくはその分についても変更はないものかと思えます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 では、3年後も現在の時間が長くないように本町としても善処されることを要望しておきます。

3点目ですが、昨年度（平成24年度）の町政（執行内容）の反省点は何かについてお尋ねをいたします。

平成24年度の事務事業の報告（決算）が本議会で提出されておりますけれども、昨年度1年間の町政の反省点は何か。達成できた点（よかった点）、これはいろんなことされて達成されてることがほとんどであって当たり前なわけですが、そういうことは非常にたくさんあるわけでありまして、残念ながら達成できなかった点、達成途中となった点（反省点）もあると思えます。これを挙げていただいて、たくさんであれば、全部は無理であれば、主なもので結構ですけれども、本年4月以降（及び今後）の対応について説明を求めます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 服部議員の御質問に私からお答え申し上げます。

まず、総務部から申し上げます。

企画政策課、総務課、財政課の事務事業につきましては、達成できなかった点、達成途

中となった点は特にございません。

税務課におきましては、公平、適正な課税、現年度収納率の向上及び滞納整理強化による税収の確保を3大目標にいたしております。平成24年度は、過年度滞納分におきまして高額滞納者の分納額が減少した結果となりましたが、いずれの目標も達成できたと考えております。平成25年度においては、さらに取り組みを強化し、より高い水準を目指したいと考えております。

次に、生活福祉部でございますが、生活環境課の事務事業について、達成できなかった点、達成途中となった点は特にございません。

さわやか健康課でございますが、平成24年度新規事業として、やすらぎタクシー運賃助成事業を実施いたしました。高齢者等の交通便利の向上に大きく貢献していると存じますが、初年度ということもあり、対象者への周知や対象者以外の方への制度の趣旨の普及という面において若干広め切れていないところがあつたものと存じます。今後も、本制度を広く周知していきたいと考えているところでございます。

次に、社会福祉課でございますが、平成24年度重点事業として、保育サービスの充実を掲げておりました。仕事と子育てが両立でき、保育所を利用しやすい環境づくりを推進するため、延長保育定員増を検討しておりました。しかしながら、子ども・子育て支援計画の予定もございまして、種々検討する中で統一のとれた総合的な制度設計とするため、平成24年度での結論が出せませんでした。今後、平成27年3月までに策定する子ども・子育て支援計画について、子ども・子育て会議の中でスピード感を持って子育てがしやすい環境づくりを進めたいと考えております。

町民課についてでございますが、町民課につきましては特定健診の件でございますが、平成24年度の取り組みとして、7月末時点での特定健診の申し込みしていない方に対し、特定健診受診券と集団健診の申し込みはがき

を同封した個別受診勧奨通知と、受診していない方に対しましては電話勧奨を実施し、健診受診率は前年度の24.6%より上昇し、26.3%となりました。しかし、依然県下では低い受診率であり、さらなる取り組みが必要でございます。平成25年度は、さらなる受診率向上に取り組むため、6月初旬に、40歳から74歳の被保険者全員に対し、特定健診受診券及び集団健診申し込みはがきを同封した個別受診勧奨通知を実施いたします。また、40歳から74歳の過去の健診受診者で、健診の申し込みしていない方に対しまして、電話による受診勧奨を実施いたします。さらに、健康管理意識を高める健康講座の開催など、生活習慣病の1次予防にも取り組みたいと考えております。

次に、経済建設部でございますが、産業経済課の事務事業について、達成できなかった点、達成途中となった点は特にございません。

街づくり課でございますが、旧住造法、改正前の宅地造成等規制法で開発された市街化調整区域内の大規模団地について、低層住宅地として住環境の維持保全を行うために、地区計画の導入を働きかけていましたが、住民の80%程度の賛同が必要となるため、合意に至りませんでした。今後も、継続して出前講座などの勉強会や啓発を行い、住民との合意形成に努めてまいります。

上下水道事業所についてでございますが、まず下水道につきまして、前処理場の運営経費の削減策として、兵庫県を主体として、太子町、姫路市、たつの市など関連市町とメタン発酵研究会を立ち上げ研究したが、コスト面で折り合わず断念し、現在は生汚泥搬送計画を進行中でございます。

上水道につきましては、中期経営計画及びアセットマネジメント作成時において、厚生労働省の水道施設耐震化推進調査の全国で3自治体のモデル事業体に出選され、これらと整合性を図るため、やむなく繰り越しをし、現在はほぼ完了しているところでございま

す。

次に、教育委員会部局でございますが、管理課、給食センター、中央公民館、体育館、文化会館などの事務事業について、達成できなかった点、達成途中となった点は特にございません。

社会教育課におきまして、放課後子ども教室事業に関し、新規メニューの開拓とボランティアの確保が十分ではなかった。平成25年度はボランティアの増員ができたところでございます。

図書館につきましては、図書館は現在図書館システムの書誌データ化作業が当初予定の11万冊に対し、9万冊しか達成できなかった。その理由は、1冊の作業が予定より1工程増えたため、時間を要することとなったためでございます。平成25年度では残り2万冊を引き続き4月から作業を行っておりまして、システム稼働には特に支障は出ない予定でございます。

文化会館のところでは、今後の課題として、経年劣化による建物施設、舞台設備などに対し、大規模改修を計画的に実施する必要があります。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 私が思ってた点も幾つかおっしゃっていただきました。

決算委員会もありますので、幾つかだけ聞いておくのにとどめたいと思うんですが、まずやすらぎタクシーの運賃助成事業ですが、障害者で利用率54.7%、高齢者で利用率66.6%となっております。今、副町長から初年度であるのではという、宣伝云々、周知云々のことを言われたわけですがけれども、これ町内回ってるいろんな意見聞くこともあるんですけど、もっと増やしてほしいとかいろいろあるわけですが、ただ現状あけてみるとこういう状況でございましたが、なぜこのように、周知ということもあるかもしれませんが、利用されない理由というようなのが何かあるのかな、ないのかなと。その辺の分析を

もしされていればお願いしたいというのと、それから疾病予防、健診のところで受診勧奨を行ったけれどもというお話がありました。しかしながら、疾病予防事業で基本健診30.6%、がん検診で胃がんが21.9%、乳がん19.5%、大腸がん34.9%、肺がん36.5%、前立腺がん36.4%、子宮がんが26.0%です。そして、クーポン券を特定の年齢の方に送った利用についても、子宮がんが23.6%、乳がんが26.0%、大腸がんが13.7%というふうになっています。勧奨しても低いのはなぜであるかということの、努力されていないと私言ってるんじゃないです。勧奨してもこれほどしか受検していただけない、このことの理由をどういうふうに考えておられるかという点についてお答えいただければと思います。

それから、お述べにはならなかったんですが、献血者数なんですけど、ちょっと細かなことで申しわけないんですけど、年間4回で153人しか、本町の中ではですね。本町が関係した事業では153人でありまして、少ないのではないかなと。増やす方法を考えていただけたらと思います。血液が足りていないやにも聞いたこともあります。私もあるとき、あるところへ行って、それを言われて、させていだいたわけで、今後もできるだけさせていだこうと私自身も思ってるわけなんですけど、本町において年間153人、もう少し増やす方法を考えていただけたらなと思うんですけど、その増やす方法をどう考えておられるか。あるようであれば、お願いしたいと思います。

それから、住民参画、協働の推進事業で、町内4校区でまちづくりの集いを行い、200名を超える住民の説明を行ったとあるわけですが、私このことに限らず前から思うんですが、特にこういう、このまちづくりの集いの場合は議員が複数会場に行ったり、役場職員が行かれるのがいけないと言ってるんじゃないんです。役場の職員がたくさん行かれます。その数字も入っています。ですから、議員が複数会場に行けば複数の数にカウント

されますし、役場職員はもちろん町民の方もおられるし、私が見たときには町民でない方も行かれてましたが、そのカウントされるわけです。そうすると、実際、実質は本当に議員ですとか、役場職員ですとか、それ以外の方。実際、役場は自治会に対して何名出てくださいませんかとか、そういうお願いされてるわけで、その中でこれだけの人数なんです。ですから、議員を除いて、役場職員を除くと、とても、ある意味少ない数になります。これは、このことに限らず、ほかのことでも、私、ある講演会だったですか、行ったときにあるんですけど、町の職員もお見受けを複数いたしました。ああ、役場の方たくさん来られてるなと思ったことがありました。役場の職員も行かれることはもちろんいいことなんですけど、こういう言い方していいんかどうかわかりませんが、何かあうんの呼吸かなと思ったことがあって。役場の職員がたくさん来てるなて、数がまるでたくさん来てるかのように見えることがございます。こういったこともあるわけなんですけども、この辺の参加率を高めるための方策、議員ですとか、役場の職員とか、自治会の役員さん、あるいはそこから声がかかった方以外の参加率を高める方法について何か、こういうふうにしたいという御意見、お考えをいただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） それではまず、やすらぎタクシーの利用率の件と、あと普及の件でございますが、まず障害者向けのやすらぎタクシーのチケットでございます。利用率54.7%、これにつきましては、配布した枚数から実際タクシー乗って使われた率が54.7%。実際の配布された率といいますと87.5%。もちろん高齢者のほうも8割は超えております。ですから、対象者の8割以上には行き渡っていると。ただ、行き渡ったんですが、利用者さんが実際タクシー乗って利用されていないという、そういうちょっと問題が1年目として浮かび上がってまいっております。



す。その中で、町民の皆さんの貴重な御意見をこちら側、役場側が聞かせていただけるいいチャンス、そういうふうに捉えております。もちろん、多い少ない、多い少ない、これはもう毎年繰り返される話なんです、貴重な御意見を少しでも吸い上げるようなまちづくりの集いにしたいというふうに思っております。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 井手部長のほうから、やすらぎタクシーの対象者に対して8割以上は行き渡っているという御答弁がございました。ということは、1割幾らかは行き渡っていないということなんですが、これ対象者に行き渡っていないというのはどういうことなのか、御説明お願いしたいと思います。

それから、やすらぎタクシー及び疾病予防、がん検診について、この理由の分析についてははっきりした答えがなかったわけで、この分析を、実際これ上げるのは大変だというのは私もわかつとるわけですが、分析も含めて担当課で御検討いただくことが重要なことだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、住民参画協働につきましても、パブリックコメントにしても非常に少ないですし、こういうときも少ない。今、部長おっしゃるとおりなんですけども、しかし町としては少しでも増えるようにいろいろ方策をお考えいただきたいということを要望しておきます。

井手部長に一番最初の件について御答弁をお願いします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） この事業は1年目ということで、民生委員さんに非常に協力をいただいております。該当する方を民生委員さんによって抽出いただいて、一軒一軒訪問していただいて、そして説明の後、申請していただくと。あくまで申請に基づいての交付でございますので、その間で何らか申請されないそれぞれの事情があったのかなとい

うふうには思います。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 ということは、申請されなかったという理解でよろしいでしょうか。町側としては情報はその該当の方に伝えたということでしょうか。それだけ。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） はい、そのとおりでございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 あと、細かな点につきましては、委員会がございますので、そこで十分審議をお願いしたいと思います。

4点目ですが、子ども子育て会議を子育て施策の有効な契機にすべきではないかという点についてお尋ねいたします。

国によって示された子ども子育て会議の進捗状況の報告が一向に、これまでににおいては議会にはありませんでした。この件について、今回の議会で太子町の子ども子育て会議設置に関する議案が提出されることとなりました。子ども子育て施策全般について本町のお考えを聞きたいと思ひます。

(1) 子ども子育て施策全体ですね。この子ども子育て会議そのものだけでなく、子ども子育て施策の今後のスケジュールはどのようにお考えか。

(2) 本町における子ども子育てに関する問題点、改善すべき点について本町はどう認識しているか。

(3) 子ども子育て会議の実施により、本町における子ども子育ての具体的目標、到達点を本町はどう考えているか。つまり、どのようにしたいという夢があるかということですが、どう考えておられるか。子ども子育て会議に内容を白紙委任するわけではないと思ひます。町の考えがあるはずであると思ひますのでお尋ねしております。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） まず、1点目でございます。

(服部千秋議員「マイクに近づけて大きい声でお願いします」の声あり)

この9月定例会において、太子町子ども・子育て会議条例の制定について及びその会議の委員に対する太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について上程しているところです。

太子町子ども・子育て会議の設置後におきましては、同会議において、国の子ども・子育て会議で示された基本指針案を参照しつつ、現在の教育、保育、地域子ども・子育て支援事業の状況把握と方向性を検討してまいります。

また、これと並行して、地域の子育てニーズを反映させるため、ニーズ調査の実施方法等を検討し、年度内に実施、集計、分析を行う予定でございます。この間に3回の子ども・子育て会議を開催する予定です。

26年度におきましては、国、県の基本指針やニーズ調査結果などを踏まえ、地域における子ども・子育て支援の基盤となる子ども・子育て支援計画を平成27年3月を期限として策定する予定としております。

続きまして、2点目でございます。本町における子ども・子育てに関する問題点、改善すべき点につきましては、共働き家庭の増加や就労形態の多様化から入所希望者も増加し、現在保育所に入所要件を満たしているにもかかわらず待機児童となっている子供の数はございませんが、これには潜在的な待機児童数は含まれておらず、その数は増加傾向にあると思われます。

また、質の向上として、延長保育の実施や病児・病後児、病気でですね、病児・病後児の保育などの取り組み、また一時預かりのさらなる充実、未設置でありますファミリー・サポート・センターの設置など、利用者の生活実態に応じた多様な選択が可能な保育の環境づくりが必要と考えております。

続きまして、3点目の目標、到達点につきましては、2点目の問題点、改善すべき点のところでお答えいたしました、利用者の生活

実態に応じた多様な選択が可能な保育の環境づくりということになろうかと思います。

今後、太子町子ども・子育て会議において議論するに当たり、子ども・子育て支援のニーズ調査結果を踏まえ、新たな目標等も見出し、仕事と生活が調和した、ゆとりのある子育て環境づくりを目指して検討していただくことを考えております。

以上でございます。

○議長(橋本恭子) 服部千秋議員。

○服部千秋議員 現時点で部長のほうからは答えにくい部分もあり、今のようなお答えであったのかと思うんですが、この子ども・子育てに関する子ども・子育て関連3法がで、内閣府、文部科学省、厚生労働省のこの資料も私読ませていただいておりますけれども、その根本として、地域の実情に応じた保育等の量的拡充や幼保一体化の機能強化を図るという文言が、これは社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)というものの内容が子ども・子育て関連3法について、平成25年4月の内閣府、文部科学省、厚生労働省の文書の中に載っておるわけですが、地域の実情、本町、太子町の実情をきちっと把握していただかなければいけない。反対に言いますと、私これ思うんですけど、都市部と農村部とかいろいろ様子が違うと思うんです、はっきり言って。そういう中でこれを日本全国でやっていかなければいけないと。そうすると、本町としては本町の実態を本当に正しく把握していただいて、そして本町でどういうふうにしたいのかという考えを、もちろん今部長が言われたように、国のほうの考えが出てくる、それを待っておられる分もあると思います。国のほうがやろうとしてる項目、幾つか先ほどのものの中に書いてあるわけですが、もちろんその骨子はあるわけですが、もちろんその趣旨というか、これの意味は、それぞれのところでどういうふうに子ども・子育てをやるか、それをそれぞれのところでよく考えなさいということであると私は思っ

ております。ですから、委員にどういう方が選ばれるかも今後のことですけれども、よく本町の実態を把握していただきたい。先ほど、くしくも部長のほうから待機児童のことを言われました。本町は、ここ数年待機児童はなしということを公的に言われました。以前は待機児童があると言われてたわけですが、ただ、これは必ずしも今までの規定の待機児童だけではない点で考えようということも書いてあるわけですので、もちろん言わなくてもそちらはしていただかなきゃいけないことだし、されると思いますが、よく本町の実態を認識していただいて、どういうふうにしたいかということを、国の考えだけでなく、本町として考えていただきたい、そういうふうに思っておりますが、その辺についての御決意は部長としてはいかがですか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） まだ国の指針が明確に出ておりませんので決まったことは言えませんが、本町において一番今現在重要な検討課題であると思っておりますのは、やはり幼稚園と保育所の設置のバランスを、まずこれを検証することが必要だと思います。その後、国の子育て支援事業の多分指針として出てくると思います、認定こども園のあり方、これをどのようにこの中で、現在の幼稚園、保育所とのそのバランスを検証しながら考えていくかという、これが一番大きな検討課題かなというふうには考えております。

ただ、新たに出てきております地域型保育事業、これは先ほど議員おっしゃいましたように都市型の、かなり小規模の保育もできるようなシステムでございますが、こういうのはなかなか太子町においてははじめない事業かなというふうに思います。我々にしたら、やはり郡部のこれから子供の数が減っていく方向の施策というのを考えていかなければならないというふうには感じております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 子供の数が減ることについては、政府が出している数値の中にもございました。

そんな中で、子ども・子育ての有効な契機になるよう、太子町に、ほかのところから少しでも子供をお持ちの、あるいはこれから子供をお持ちになる方々が行きたいなというようなまちになるように考えていただきたいというふうに思っておりますので、この点強く要望しておきますので、担当部長よろしくお願いいたします。

5点目ですが、認知症高齢者への施策を深めるべきではについてお尋ねをいたします。

本町では、認知症高齢者対策として、物忘れが目立ち、認知症ではないかと不安に思う高齢者などに物忘れについての相談を行ったり、また出前講座の実施により認知症サポーターを増やすなどの施策を実施しています。

(1) 要介護認定の際に主治医の意見書あるいは訪問調査の結果から判断される本町の認知症高齢者数の推移は。（過去5年ほどの推移は。また、それより長期にわたる推移がわかればその推移は。）

(2) 本町の今後の認知症高齢者数の予想（将来推計）は。

(3) 介護サービスを使っておられない高齢者の認知症高齢者数を本町は推計されたことはありますか。

(4) 認知症高齢者への現在の施策の概要は。ここでちょっとそれをおさらいして述べていただければありがたいです。

(5) 現在、認知症対応型のグループホームとして本町では、まほろばの里（定員9名）及びももか（定員19名）がありますが、グループホームは足りていると判断されているか。足りていないと判断される場合には、その対策は。

(6) 認知症高齢者について、今後どのような施策が考えられるか。グループホームとか小規模多機能型居宅介護施設を増やす施策を展開すべきではないかと私は考えておりますが、町はどう考えておられるか。

(7)厚生労働省認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)を本町施策にどう生かそうと考えておられるか、お尋ねをします。

○議長(橋本恭子) 生活福祉部長。

○生活福祉部長(井手俊郎) まず、1点目でございます。認知症高齢者数の推移でございます。過去5年、いずれもこれ1月末現在の数字となっております。平成21年1月末は449名、22年は492名、23年は557名、24年は598名、25年は590名、以上でございます。

次に、2点目でございます。将来の予測でございますが、高齢化の進展に伴いまして、本町でも認知症高齢者の数はもう増加するものと当然見込んでおります。要介護認定を受けておられる認知症高齢者数は平成25年7月末で現在619名で、要介護認定高齢者数1,112名の55.7%となっております。全国的に問題となっています団塊の世代の全ての方が後期高齢者、75歳となられる12年後の平成37年には、本町の要介護認定者数は現在の1.17倍、1,303名となりまして、認知症高齢者は同じ比率で推移しますと725名と推測されます。

次に、3点目でございます。介護サービスを使っていない高齢者の認知症高齢者数の把握でございますが、現在介護サービスを使っておられない認知症高齢者数は推計しておりませんが、認知症高齢者数の把握については、現在町内2カ所に設置されておりますランチで実態把握訪問において、介護サービスを使っていない認知症高齢者の早期発見に努めております。介護サービスを利用されていない70歳代の高齢者は3年に1度、80歳以上の方は毎年自宅を訪問し、各種の実態把握調査並びに健康チェックシートにて健康状態を確認させていただいております。その訪問調査の中で、認知症の疑いのある方も含め、介護サービスへの利用や医療機関への受診につなげております。

4点目でございます。認知症高齢者の現在の施策でございます。認知症高齢者への施策としましては、認知症を予防するための施策

と認知症になられた方への施策がございます。認知症を予防するための施策としましては、介護予防教室の実施や出前講座で認知症予防の講座を開催しております。

また、認知症を早期に発見するため、臨床心理士による、もの忘れ相談を月1回実施しております。

また、認知症になられた方への施策としては、地域包括支援センターでの相談対応により、専門医への受診や介護サービスの勧奨、地域で認知症になられた方を見守る認知症サポーターの養成を行っております。

今年度の取り組みとしましては、介護者のための介護マーク交付事業、認知症の患者さんやおひとり暮らし高齢者の異変を早期に発見するため、地域の事業所と連携を図る、高齢者等見守りネットワーク事業がございます。

次に、5点目でございます。認知症対応型のグループホームは足りてるかという御質問ですが、現在両グループホームともに若干の待機者はあるものの、待機者のほとんどは現状は在宅で生活、すぐに入居したいとは考えておられず、将来の不安からあらかじめ申し込まれている方だと聞いております。

しかしながら、今後認知症高齢者が増加していくことは容易に想像でき、その増加を見込み、第5期介護保険事業計画のサービス基盤整備計画において、2ユニット、18名分の認知症対応型共同生活介護、グループホームでございますが、これを計画として掲載しております。

平成25年度末に社会福祉法人の聖園が定員18名で認知症グループホームを開設する予定でございます。平成26年度までの本計画分においては、認知症グループホーム分については充足するものと考えております。

次に、6点目でございます。今後の施策の中の施設の増設でございますが、認知症高齢者の居場所別の利用介護サービスでは、比較的軽度の方が利用される在宅介護施設、ヘルパーさんとかデイサービスを利用される方で

す。また、症状が進行し、日常自立度が2から3の方が多く利用される認知症対応型グループホームなどの居住系のサービス。また、日常自立度が3以上で、常に介護を必要とされる方などが利用される特別養護老人ホームなどの介護系施設のサービスとなります。

本町の第5期介護保険事業計画に掲載されている計画の中では、認知症高齢者の増加を見込み、平成25年度末に聖園がグループホームを2ユニット、18名分開設し、小規模多機能型の居宅介護利用者の登録は25名、1日当たり通いが15名以下、泊まりは9名が上限で開設する予定でございます。

今後も、3年置きに日常生活圏のニーズ調査を行いまして、充足していない介護サービスについては、サービス基盤整備計画に掲載し、整備を進める予定でございます。

最後に、7点目でございます。オレンジプランを本町施策にどう生かすかという御質問ですが、認知症ケアパスの作成、普及及び市民後見人の育成、支援、組織の体制整備につきましては、西播磨圏域で情報交換を行いながら現在取り組んでいるところでございます。

また、早期診断、早期対応につきましては、地域ケア会議の普及、定着に取り組んでおり、地域の機関や団体間での連携を強化し、社会資源の改善や問題解決に取り組んでいく予定でございます。

また、現在認知症サポーター養成講座を実施しておりますが、今年度からはサポーターのさらなる資質向上を図ることを目的にフォローアップ講座も実施をいたします。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 認知症対応型のグループホーム、今部長が言われましたように聖園さんで2ユニット、18名が今度できますので、私もこれ、こういう質問させていただいた後、もしかしてすぐに全部満床になるかなと思った分もございました。現状としては、まほろばさんも、ももかさんも満床だということでは

した。行って様子をお伺いしてきました。どれぐらいの方が待機といいますか、入りたいと言われてるのかも聞いてきました。まほろばさんは31名、ももかさんは1から3名だと言われましたが、それぞれの施設がおっしゃるには、ただそういう数はあっても実際に、たまにあきができた場合に声をおかけしても、いや、ほかの施設に、ほかの類似する施設もございますから、そこに行くことを考えてるとか、行ったとか、そういうようなこともあり、現状、最近はすぐに見つかるかどうかという、そう簡単に、はい、すぐ見つかるということでもないようでした。ですので、今度2ユニット、18名、この様子を見て、本町のこれからの様子を考えていくべきではないかなというふうにも思っております。

ただし一方で、厚生労働省の研究班、朝田隆筑波大教授の調査では、65歳以上の高齢者のうち認知症の人は推計15%で、2011年時点で約462万人、認知症になる可能性がある軽度認知障害（MC I）の高齢者も約400万人いると推計されていて、65歳以上の4人に1人が認知症とその予備群となる計算だというような結果を出されており、増えることは明らかなかわけであります。

そういった中で、どのような施策をとっていくか。今回聞いている施設以外の施設も最近どんどん増えてきているわけですが、いろいろ現状見ながら、この高齢者の認知症について、その都度正しい対応を本町としてもとっていただかなければならないというふうに思っておりますので、今後よく状況を注視していただいて施策を展開していただくようお願いをしておきます。

以上で終わります。

○議長（橋本恭子） 以上で服部千秋議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月4日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

(散会 午後 4 時07分)